

資 料 編

〔防災関係機関等〕

○防災関係機関連絡先一覧

1 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
中国四国農政局鳥取県拠点	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	(0857) 22-3131
中国地方整備局	広島県広島市中区八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	(082) 221-9231
〃 日野川河川事務所	米子市古豊千678	(0859) 27-5484
鳥取地方気象台	鳥取市吉方109	(0857) 29-1312
第八管区海上保安本部美保航空基地	境港市佐斐神町2064 (米子空港内)	(0859) 45-1100

2 陸上自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第8普通科連隊	米子市両三柳2603	(0859) 29-2161

3 県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
危機管理部危機管理政策課	鳥取市東町1-271	(0857) 26-7584
危機管理部危機対策・情報課	鳥取市東町1-271	(0857) 26-7950
危機管理部消防防災課	鳥取市東町1-271	(0857) 26-7062
危機管理部消防防災航空センター	鳥取市湖山町北4-344-2	(0857) 38-8119
西部総合事務所 県民福祉局	米子市鞆町1-160	(0859) 34-6211
西部総合事務所 米子保健所	米子市鞆町1-160	(0859) 31-9315
西部総合事務所 環境建築局	米子市鞆町1-160	(0859) 31-9307
西部総合事務所 農林局	米子市鞆町1-160	(0859) 31-9641
西部総合事務所 米子県土整備局	米子市鞆町1-160	(0859) 31-9702
西部県税事務所	米子市加茂町1-1	(0859) 31-9601

4 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
鳥取県西部広域行政管理組合消防局	米子市両三柳5452	(0859) 35-1951
〃 米子消防署伯耆出張所	伯耆町溝口20-4	(0859) 39-9001

5 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
黒坂警察署	日野郡日野町下菅242-1	(0859) 74-0110
黒坂警察署 大殿警察官駐在所	伯耆町大殿1075-15	

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
黒坂警察署 番原警察官駐在所	伯耆町番原1093-2	
黒坂警察署 溝口警察官駐在所	伯耆町溝口483-1	
黒坂警察署 溝口幹部派出所	伯耆町溝口748-1	(0859) 63-0110

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社中国支社 溝口郵便局	伯耆町溝口424-3	(0859) 62-1000
〃 岸本郵便局	伯耆町吉長23-9	(0859) 68-3000
〃 二部郵便局	伯耆町二部664-2	(0859) 62-7104
〃 八郷郵便局	伯耆町真野1057-1	(0859) 68-2029
〃 金屋谷簡易郵便局	伯耆町金屋谷631	(0859) 62-1158
〃 日光簡易郵便局	伯耆町大瀧285	(0859) 63-0324
日本赤十字社鳥取県支部	鳥取市東町1（県庁第2庁舎）	(0857) 22-4466
NHK鳥取放送局	鳥取市寺町100	(0857) 29-9200
西日本高速道路株式会社 （中国支社米子管理事務所）	米子市赤井手962-2	(0859) 27-2181
西日本旅客鉄道株式会社 （JR西日本山陰支社）	米子市弥生町2	(0859) 32-0255
N T T西日本株式会社 （鳥取支店）	鳥取市湯所町2-258	(0857) 27-9317
株式会社N T Tドコモ中国支社	広島県広島市中区大手町4-1-8 ドコモ広島 大手町ビル	(082) 544-1910
日本通運株式会社（山陰支店）	米子市流通町430-17	(0859) 46-0207
中国電力ネットワーク株式会社（米子ネ ットワークセンター）	米子市加茂町2-51	(0859) 37-2618

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日ノ丸自動車株式会社 米子支店	米子市祇園町2-241	(0859) 32-2121
株式会社新日本海新聞社	鳥取市富安2-137	(0857) 21-2888
日本海テレビジョン放送株式会社	鳥取市田園町4-360	(0857) 27-2111
株式会社山陰放送	米子市西福原1-1-71	(0859) 33-2111
一般社団法人鳥取県トラック協会	鳥取市丸山町219-1	(0857) 22-2694
株式会社山陰中央新報社 米子総局	米子市東福原2-1-1	(0859) 34-5211
山陰中央テレビジョン放送株式会社 米子支社	米子市加茂町2-204米子商工会議所会館	(0859) 33-9003
株式会社エフエム山陰	松江市学園南1-2-1 く に び き メ ッ セ 西 棟 2階	(0852) 27-5111
公益社団法人鳥取県医師会	鳥取市戎町317 健康会館内	(0857) 27-5566
一般社団法人鳥取県L P ガス協会	鳥取市鳥取市千代水1-133	(0857) 22-3319

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
株式会社中海テレビ放送	鳥取県米子市河崎610	(0859) 29-2211

8 公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
伯耆町商工会	伯耆町押口92-2	(0859) 68—2174
J A鳥取西部 岸本支所	伯耆町吉長104-1	(0859) 68—2211
J A鳥取西部 溝口支所	伯耆町溝口392	(0859) 62—0501
公益社団法人鳥取県西部医師会	米子市久米町136	(0859) 34—6251
伯耆町社会福祉協議会	伯耆町大殿1010	(0859) 68—4635

○伯耆町防災会議委員一覧

伯耆町防災会議会長

所 属	職 名	氏 名	備 考
伯耆町	町 長		伯耆町防災会議条例第3条2項

伯耆町防災会議委員

所 属	職 名	氏 名	備 考
国土交通省日野川河川事務所	所長		伯耆町防災会議条例第3条5項1号 (指定地方行政機関)
西部総合事務所	県民福祉局長		同条例第3条5項2号 (県職員)
黒坂警察署	署長		同条例第3条5項3号 (町所管の警察署長)
伯耆町	副町長		同条例第3条5項4号 (町職員)
伯耆町	総務課長		同条例第3条5項4号 (町職員)
伯耆町	福祉課長		同条例第3条5項4号 (町職員)
伯耆町教育委員会	教育長		同条例第3条5項5号 (教育長)
伯耆町消防団	団長		同条例第3条5項6号 (消防団長)
中国電力ネットワーク株式会社 米子ネットワークセンター	所長		同条例第3条5項7号 (指定公共機関又は指定地方公共機関)
伯耆町区長協議会	役員		同条例第3条5項8号 (自主防災組織構成員又は学識経験者)

○伯耆町排水設備指定業者一覧

※町内・郡内・市内順、指定番号順

指定業者数 全50社 【令和7年3月6日現在】

連番	指定 番号	排水設備指定業者		電話番号
		住所	名称	
伯耆町内				
1	16	西伯郡伯耆町溝口356番地1	有限会社 電水	0859-62-0811
2	19	西伯郡伯耆町谷川240番地1	有限会社 中島工業	0859-62-0908
3	23	西伯郡伯耆町三部190	松本設備	0859-62-7346
4	31	西伯郡伯耆町古市856番地1	有限会社 藤原建築工務店	0859-62-0954
5	41	西伯郡伯耆町押口332番地3	株式会社 清水設備	0859-57-6163
6	43	西伯郡伯耆町丸山1417	松浦設備	0859-68-2411
7	50	西伯郡伯耆町吉長29番地11	ナカダ電通工業	0859-68-3847
西伯郡、日野郡内（南部町、日吉津村、江府町、日野町、日南町）				
1	3	西伯郡日吉津村日吉津25番地1	有限会社 シオテック	0859-27-3683
2	12	西伯郡南部町天万1065番地6	有限会社 会見設備	0859-64-2451
3	18	西伯郡日吉津村日吉津194番地	有限会社 ダイワ鋼商	0859-27-5019
4	33	西伯郡南部町法勝寺334番地1	有限会社 はしもと	0859-66-2021
5	36	日野郡日南町三栄1162番地5	有限会社 三森工務店	0859-82-0352
米子市、境港市、その他				
1	1	米子市東福原3丁目8番14号	株式会社 中電工 米子営業所	0859-33-3771
2	2	米子市両三柳2360番地9	シンセイ技研 株式会社 米子営業所	0859-35-5866
3	4	米子市夜見町1639番地4	有限会社 船原設備工業	0859-24-0807
4	5	米子市錦町2丁目83番地	有限会社 三和水道工業所	0859-22-4914
5	6	米子市淀江町西原1162番地1	有限会社 松澤組	0859-56-3724
6	7	米子市奥谷319番地31	有限会社 小林設備	0859-26-1038
7	8	米子市両三柳150番地3	大幸設備工業 有限会社	0859-32-9615
8	9	米子市大篠津町688番地10	株式会社 タニシ	0859-28-5501
9	10	米子市富益町63番地8	曽我工業株式会社	0859-25-1186
10	11	米子市吉谷217番地	株式会社 ミテック	0859-26-5200
11	13	米子市蚊屋248番地1	株式会社 モチダ	0859-27-1651
12	14	米子市吉岡101番地1	サンテックス株式会社	0859-37-1230
13	15	米子市淀江町西原106番地1	株式会社 大丸水機	0859-56-3860
14	17	境港市小篠津町257番地1	有限会社 橋本工業所	0859-45-3230
15	20	米子市吉岡355番地1	有限会社 いけもと	0859-21-5922
16	21	米子市車尾6丁目7番地16	シバタ設備株式会社	0859-57-4760
17	22	米子市西福原9丁目19番地15	株式会社 シンセイ	0859-35-6560
18	24	米子市米原4丁目5番地43	山陰冷暖株式会社 米子営業所	0859-22-7468

連番	指定 番号	排水設備指定業者		電話番号
		住所	名称	
19	25	米子市彦名町4171	株式会社 向井	0859-29-0830
20	26	米子市淀江町佐陀712番地2	株式会社 丸福	0859-56-2821
21	27	米子市安倍121番地4	ケーティー住設有限公司	0859-24-5400
22	28	米子市蚊屋235番地2	株式会社 大協組	0859-27-0611
23	29	米子市八幡486番地1	株式会社 みたこ土建	0859-39-7173
24	30	米子市彦名町527番地2	有限会社 アイシン	0859-29-3222
25	32	米子市新開2丁目16番地24	株式会社 D A Y S	0859-21-9702
26	34	米子市車尾3丁目10番地8	有限会社 車尾設備工業	0859-33-0234
27	35	米子市福市383番地1	有限会社 高広工業	0859-26-5881
28	37	米子市下郷410番地	水道屋あきさと	0859-21-3939
29	38	米子市二本木1009番地7	株式会社 松東電機	0859-27-4141
30	39	米子市一部162番地2	有限会社 テック	0859-37-1715
31	40	米子市榎原1452番地1	株式会社 三徳興産	0859-26-0508
32	42	米子市皆生5丁目13番46	株式会社 大山設備	0859-32-8164
33	44	米子市富益町4564番地1	有限会社 ケイ・エス・エンタープライズ	0859-21-7220
34	45	米子市上福原5丁目10番地6	株式会社 太陽水道工事 鳥取営業所	0859-34-7070
35	46	鳥取市商栄町227番地	大和設備株式会社	0859-29-5541
36	47	米子市夜見町2982番地1	株式会社 うるわし興業	0859-30-3909
37	48	米子市旗ヶ崎2200番地	米子ガス産業株式会社	0859-33-3431
38	49	米子市昭和町11番地	アストモスリテイリング株式会社 中国第一カンパニー山陰支店	0859-33-2521

○伯耆町水道事業給水指定業者一覧

※50音順

【令和7年12月12日現在】

住所	名称	電話番号
伯耆町内		
伯耆町大殿543番地2	有限会社 植田商会	0859-68-2041
伯耆町押口332番地3	株式会社 清水設備	0859-57-6163
伯耆町溝口356番地1	有限会社 電水	0859-62-0811
伯耆町谷川240番地1	有限会社 中島工業	0859-62-0908
伯耆町吉長29番地11	ナカダ電通工業	0859-68-3847
伯耆町古市856番地1	有限会社 藤原建築工務店	0859-62-0954
伯耆町丸山1417番地	松浦設備	0859-68-2411
伯耆町三部190番地	松本設備	0859-62-7346
西伯郡、日野郡内（南部町、大山町、日吉津村、江府町、日野町、日南町）		
南部町天万1065番地6	有限会社 会見設備	0859-64-2451
南部町天万1039番地6	有限会社 岡本設備	0859-64-3332
日吉津村日吉津25番地1	有限会社 シオテック	0859-27-3683
日吉津村日吉津194番地9	有限会社 ダイワ鋼商	0859-27-5019
南部町法勝寺334番地1	有限会社 はしもと	0859-66-2021
日南町三栄1162番地5	有限会社 三森工務店	0859-82-0352
日南町根雨390番地5	宮脇鉄工所	0859-72-1098
大山町御来屋142番地1	有限会社 モロユ水道	0859-54-2227
米子市、境港市		
米子市彦名町527番地2	有限会社 アイシン	0859-29-3222
米子市下郷410	水道屋 あきさと	0859-21-3939
米子市昭和町11番地	アストモスリテイリング株式会社	0859-33-2521
境港市幸神町154番地	足立燃料 有限会社	0859-45-2131
米子市夜見町2982番地1	株式会社 うるわし興業	0859-30-3909
米子市上福原673番地4	株式会社 岡田商店	0859-33-5151
米子市高島130番地1	環境建設 株式会社	0859-30-3117
米子市車尾三丁目10番地8	有限会社 車尾設備工業	0859-33-0234
米子市富益町4564番地1	有限会社 ケイ・エス・エンタープライズ	0859-25-6407
米子市奥谷319番地31	有限会社 小林設備	0859-26-1038
米子市吉岡101番地1	サンテックス株式会社	0859-37-1230
米子市榎原1452番地1	株式会社 三徳興産	0859-26-0508
米子市錦町2丁目83番地	有限会社 三和水道工業所	0859-22-4914
米子市車尾6丁目7番16号	シバタ設備 株式会社	0859-57-4760
米子市西福原9丁目19番15号	株式会社 シンセイ	0859-35-6560

住所	名称	電話番号
米子市両三柳2360番地9	シンセイ技術株式会社 米子営業所	0859-35-5866
米子市富益町63番地8	曾我工業 株式会社	0859-25-1186
米子市蚊屋235番地2	株式会社 大協組	0859-27-0611
米子市両三柳150番地の3	大幸設備工業 有限会社	0859-32-9615
米子市皆生5丁目13番46号	株式会社 大山設備	0859-32-8164
米子市淀江町西原106番地1	株式会社 大丸水機	0859-56-3860
米子市米原5丁目1番11号	大和設備 株式会社 米子支店	0859-34-7121
米子市福市383番地1	有限会社 高広工業	0859-26-5881
米子市大篠津町688番地10	株式会社 タニシ	0859-28-5501
米子市東福原3丁目8番14号	株式会社 中電工 米子営業所	0859-33-3771
米子市新開2丁目16番24号	株式会社 D A Y S	0859-21-9702
米子市一部162番地2	有限会社 テック	0859-37-1715
境港市小篠津町257番地1	有限会社 橋本工業所	0859-45-3230
米子市旗ヶ碕2212番地	有限会社 ヒロ設備工業	0859-22-8676
米子市夜見町1639番地4	有限会社 船原設備工業	0859-24-0807
米子市二本木1009番地7	株式会社 松東電機	0859-27-4141
米子市流通町158番地20	株式会社 松本油店	0859-21-0090
米子市淀江町佐陀712番地2	株式会社 丸福	0859-56-2821
米子市八幡486番地1	株式会社 みたこ土建	0859-39-7173
米子市古谷217番地	株式会社 ミテック	0859-26-5200
米子市彦名町4171	株式会社 向井	0859-29-0830
米子市蚊屋248番地1	株式会社 モチダ	0859-27-1651
米子市古市90番地1	株式会社 モリスイ	0859-26-1459
米子市河崎3454	ヤストモ設備	0859-29-1841
米子市旗ヶ崎2200番地	米子ガス産業 株式会社	0859-33-3431
米子市吉岡99番地2	渡辺商会	0859-27-4892
その他（県外）		
大阪府大阪市中央区瓦屋町3丁目7番地3	株式会社 イースマイル	06-7739-2500
神奈川県横浜市港北区新横浜1丁目2番地1	株式会社 クラシアン	0120-500-500
島根県出雲市今市町840番地3	山陰冷暖 株式会社	0853-21-3415
島根県松江市学園南1丁目16番地6	株式会社 太陽水道工事	0852-22-3204
島根県松江市東津田町1212番地16	株式会社 高宮電気	0852-60-1900
広島県広島市西区庚午北2丁目6番28号	株式会社 中国ネオ	082-507-7210
島根県出雲市斐川町直江4018-2	有限会社 斐川水道	0853-72-0427
東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号	三菱電機システムサービス 株式会社	03-5431-7750

○建設業者一覧

名 称	住 所	電話番号	FAX番号	区分
(有)中島工業	伯耆町谷川240—1	62—0908	62—0914	土木・建築
(有)本庄木材	伯耆町大坂1419—2	63—0423	—	建築
(有)藤本組	伯耆町吉長54—4	68—2821	—	土木・建築
(株)金田工務店	米子市古豊千225—1	27—9200	—	建設
(有)藤原建築工務店	伯耆町古市856—1	62—0954	—	〃

○病院一覧

(令和7年4月1日現在)

1 (米子市・境港市・西伯郡・日野郡) 病院

地域 区分	病 院 名	病 床 数 (使用許可)					
		一般	療養	感染症	精神 病症	結核 病症	合計
米子市・ 境港市・ 西伯郡・ 日野郡	鳥取大学医学部附属病院	649		2	40	6	697
	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	270					270
	鳥取県立総合療育センター	69					69
	独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	363					363
	社会医療法人同愛会博愛病院	161	38				199
	医療法人育生会高島病院	60	59				119
	養和病院		60		152		212
	医療法人勤誠会米子病院				270		270
	医療法人友絃会皆生温泉病院		161				161
	新田外科胃腸科病院		31				31
	錦海リハビリテーション病院		48				48
	鳥取県済生会境港総合病院	165	30	2			197
	医療法人元町病院	26	50				76
	南部町国民健康保険西伯病院	49	30		99		178
	米子東病院		95				95
	大山リハビリテーション病院		30		128		158
	日野病院	99					99
	日南町国民健康保険日南病院	59	40				99
	医療法人萌生会伯耆中央病院		60				60
	計	1,970	732	4	689	6	3,401

2 町内医院・診療所

名称	所在地	電話番号
武田医院	伯耆町溝口266—3	(0859) 62—1098
仲村医院	伯耆町大殿1086	(0859) 68—2123
二部診療所	伯耆町二部1554—4	(0859) 62—7101
飛田医院	伯耆町溝口242	(0859) 62—1023

〔防災施設・資機材等〕

○指定緊急避難場所一覧

地区名	番号	施設名	対象集落	緊急避難場所		住所
				風水害	地震	
八郷地区	1	林ヶ原公民館	林ヶ原	○	○	清原210番地1
	2	法人清山農業倉庫	清山		○	清原900番地2
	3	清山構造改善センター	清山	○		清原780
	4	口別所公民館	口別所	○		口別所30
	5	口別所公民館駐車場	口別所		○	口別所30
	6	善福寺	久古	○		久古571
	7	善福寺前駐車場	久古		○	久古571
	8	番原改善センター	番原	○	○	番原638番地
	9	八郷小学校	真野		○	真野971番地
	10	真野集落駐車場	真野		○	真野426番地1
	11	真野構造改善センター	真野	○		真野474番地
	12	大原構造改善センター	大原	○	○	大原429番地3
	13	福原多目的生活共同施設前	福原		○	久古1143-3
	14	福原多目的生活共同施設	福原	○		久古1143-3
	15	サン団地公民館	サン団地	○	○	久古1347番地3
	16	須村公民館	須村	○	○	須村595番地1
	17	丸山交流館	丸山	○	○	丸山239番地
	18	半川自衛消防車庫横	丸山		○	丸山1454番地2
	19	小林公民館	小林	○	○	小林222
	20	藍野公民館	藍野	○	○	小林633-1
	21	大山ガーデンプレイス	ペンション・八郷その他（別荘地等）	○	○	丸山1800-26
大幡地区	22	上細見公民館前駐車場	上細見		○	上細見317番地
	23	瑞応寺	上細見・立岩・木戸口・吉定	○		吉定304番地
	24	立岩公民館	立岩		○	立岩205番地1
	25	木戸口公民館前駐車場	木戸口		○	吉定29番地5
	26	吉定遊園地	吉定		○	吉定278番地
	27	利便施設用地	伯耆ニュータウン		○	岸本951番地25
	28	伯耆ニュータウン公民館	伯耆ニュータウン	○		岸本951番地45
	29	岸本区公民館前	岸本		○	岸本196番地1
	30	農村環境改善センター 2 F	岸本	○		大殿48番地13
	31	町立岸本公民館	駅前・押口		○	吉長49
	32	町立岸本公民館（2 F）	駅前・押口	○		吉長49
	33	岸本小学校	吉長・遠藤団地		○	吉長78-2
	34	岸本小学校（2 F 以上）	吉長・遠藤・リバータウン・遠藤団地	○		吉長78-2
	35	遠藤区公民館	遠藤		○	遠藤109番地
	36	リバータウン公民館	リバータウン		○	遠藤142番地40
幡郷地区	37	小野緊急避難駐車場	小野		○	小野325番地
	38	小野構造改善センター	小野	○		小野325番地
	39	小町集落公民館前広場	小町		○	小町11番地2
	40	小町構造改善センター	小町	○		小町11番地2
	41	岸本保健福祉センター	大寺・殿河内 田園町		○ ○	大殿1010番地
	42	大寺公民館	大寺	○		大殿1454番地4
	43	こしがが丘公民館	こしがが丘	○	○	大殿1371-18
	44	殿河内公民館（2 F）	殿河内	○		大殿597番地3
	45	みどり区公民館	みどり	○	○	大殿716番地3
	46	坂長公民館	坂長	○		坂長861番地1
	47	こしき保育所	坂長・幼タウン大殿		○	大殿2574番地
	48	普門寺駐車場	坂長		○	坂長1727番地

地区名	番号	施設名	対象集落	緊急避難場所		住所
				風水害	地震	
	49	佐野川記念碑付近（町道殿河内1号線）	坂長		○	坂長643番地
	50	長者原公民館	坂長		○	坂長1213番地3
	51	岩屋谷公民館	岩屋谷	○	○	岩屋谷362番地
	52	スカイタウン大殿公民館	スカイタウン大殿	○		大殿1967番地2
二部地区	53	ふれあい交流会館やまじ	間地	○	○	二部2576番地
	54	二部体育館	二部区・福岡・東畑池・西畑池・福島		○	二部1621番地
			二部区・福岡・焼杉・上の名・須鎌・藤屋・福島	○		
	55	焼杉公民館前	焼杉		○	焼杉249番地2
	56	福居消防小屋横空地	上の名		○	福居133番地8
	57	須鎌防火水槽前	須鎌		○	福居1870番地
	58	藤屋公民館前駐車場	藤屋		○	福居732番地
	59	畑池公民館	東畑池・西畑池	○	○	畑池2022番地2
	60	畑池広場	東畑池・西畑池		○	畑池2745番地
	61	船越防火水槽前	船越		○	船越522番地
	62	福吉集会場	船越・福吉	○		福吉154番地1
	63	福吉ゴミ集積所前	福吉		○	福吉367番地
	64	三部一区公民館前	三部一区		○	三部157番地
	65	三部一区公民館	三部一区	○		三部157番地
	66	不動産事務所駐車場	三部一区・三部二区		○	三部566番地4
	67	不動産倉庫前	三部一区		○	二部1番地2
	68	伯耆町文化センター	三部二区・三部佳住		○	三部590番地9
	69	伯耆町文化センター2F	三部二区・三部佳住	○		三部590番地9
	70	三部二区公民館前	三部二区		○	三部681番地9
	71	三部二区一班広場	三部二区		○	三部700番地1
溝口地区	72	古市公民館	古市	○	○	古市403番地2
			父原	○		
	73	交流会館ちちばら	父原		○	父原794番地
	74	中祖公会堂	中祖	○	○	中祖92番地1
	75	荘一中央十字路	荘一		○	荘1493番地4
	76	荘中央公民館	荘一	○		荘字榎加市323
	77	石畑会館	荘二	○	○	荘715番地1
	78	荘三区多目的生活共同施設	荘三	○	○	荘1547番地
	79	溝口武道館	宇代・貴住・谷川・宮原・白水・根雨原	○		長山292
	80	町立溝口公民館	溝口一・溝口文教区・溝口二・溝口三・溝口四・溝口五	○		溝口652-1
	81	宇代公会堂前駐車場	宇代		○	宇代271番地1
	82	溝口小学校体育館	溝口一・溝口文教区		○	溝口309番地
	83	溝口二区集会所前駐車場	溝口二		○	溝口621番地1
	84	神奈備ふれあい会館	溝口三		○	溝口244番地
	85	第2駐車場（溝口分庁舎横）	溝口三		○	溝口657番地1
	86	駅前公園	溝口四		○	溝口694番地1
	87	下村家田	溝口五		○	溝口759番地1
	88	旧丸合駐車場	溝口五		○	溝口57番地1

地区名	番号	施設名	対象集落	緊急避難場所		住所
				風水害	地震	
	89	溝口中学校寄宿舎青雲寮前	貴住		○	貴住13番地
	90	谷川公民館	谷川		○	谷川855番地4
	91	宮原作業場	宮原		○	谷川407番地1
	92	白水公民館前	白水		○	白水155番地1
	93	根雨原公民館	根雨原		○	根雨原559番地
	94	大倉公民館	大倉	○	○	大倉876番地
	95	大原公民館	大原	○	○	大倉1479番地5
	96	大江区公民館	大江		○	溝口38番地12
	97	上野公民館	上野		○	上野395番地 5
			大江・上野	○		
	98	長山多目的活動施設	長山	○	○	長山201番地 1
	99	特別養護老人ホーム ことぶき	妙見寺	○	○	長山161- 1
	100	大平原集会所	大平原	○		上野760番地137
	101	大平原集会所前駐車場	大平原		○	上野760番地137
	102	金屋谷公会堂	金屋谷・アイノピア・遊久の郷	○		金屋谷971番地2
	103	金屋谷公会堂前	金屋谷・遊久の郷		○	金屋谷971番地2
	104	アイノピア管理棟前	アイノピア		○	金屋谷1692番地63
	105	岩立交流館	岩立	○	○	岩立481番地 1
	106	桧水フィールドステーション	一本松・桧水高原	○		大内1069番地50
	107	多目的広場	一本松・桧水高原		○	岩立9番地2
日光地区	108	籠原公民館	籠原	○	○	桧原1325番地1
	109	桧原集落公民館	桧原	○	○	桧原831番地
	110	町立日光公民館	大瀧	○	○	桧原29番地
			末鎌		○	
	111	大坂下バス停付近	大坂		○	大坂582番地3
	112	大坂公民館	大坂	○		大坂658番地1
	113	富江公民館	富江	○		富江708
	114	富江公民館前	富江	○	○	富江705番地1
	115	福永公民館	福永・ふるさと村	○	○	福兼36番地1
	116	末鎌公民館	末鎌	○		福兼576番地1
	117	添谷公民館	添谷	○	○	添谷403
	118	大内公民館	大内	○	○	大内1347番地

○指定避難所一覧

地区名	番号	施設名 (基本)	施設名 (不足の場合)	対象集落	避難所		住所	
					風水害	地震		
八郷地区	1	岸本海洋センター	あさひ保育所、八郷小学校体育館、八郷小学校、八郷小学校特別教室	林ヶ原、清山、口別所、久古、番原、真野、大原	○	○	大原997番地1	
			町立写真美術館	福原、柳団地、須村	○	○		
			大山ガーデンプレイス	丸山、小林、藍野、ペンション、八郷その他（別荘地等）	○	○		
大幡地区	2	八郷小学校体育館	八郷小学校体育館、八郷小学校、八郷小学校特別教室、岸本海洋センター（体育館）	上細見、立岩、木戸口、吉定、伯耆ニュータウン	○		真野971番地	
	3	岸本中学校体育館	岸本武道館、岸本中学校			○	吉長90番地1	
	4	農村環境改善センター（2F）	岸本海洋センター（体育館）	岸本	○		大殿48番地13	
	5	農村環境改善センター				○		
	6	町立岸本公民館（2F）	岸本海洋センター（体育館）	駅前、押口	○		吉長49番地	
	7	町立岸本公民館				○		
	8	岸本小学校（2F以上）	岸本海洋センター（体育館）	吉長、遠藤、リパータウン、遠藤団地	○		吉長78番地2	
	9	岸本小学校体育館	岸本小学校			○		
幡郷地区	10	岸本デイサービスセンター		小野、小町	○	○	大殿1032番地	
	11	岸本保健福祉センター	こしき保育所	大寺、こしがが丘、殿河内、田園町	○		大殿1010番地	
						○		
12	こしき保育所		みどり、坂長、岩屋谷、カウタウン大殿	○	○	大殿2574番地		
二部地区	13	町民二部体育館		間地、二部区、福岡、焼杉、上の名、須鎌、藤屋、福島、東畑池、西畑池、船越、福吉、三部一区、三部二区、三部佳住	○		二部1617番地	
溝口地区				古市、父原、中祖、荘一、荘二、荘三、宇代				
二部地区			二部小学校特別教室、二部公民館、文化センター	間地、二部区、福岡、焼杉、上の名、須鎌、藤屋、福島、東畑池、西畑池、船越、福吉、三部一区、三部二区、三部佳住		○		
				古市、父原、中祖、荘一、荘二、荘三、宇代				
溝口地区	14	町民溝口体育館	溝口武道館、町立溝口公民館	溝口一、溝口文教区、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五	○		長山275番地	
			溝口小学校、町立溝口公民館			○		
	15	溝口武道館		貴住、谷川、宮原、白水、根雨原、大倉、大原、大江、上野、長山、妙見寺、大平原、金屋谷、アイビル、遊久の郷、岩立	○		長山275番地	
			溝口小学校			○		
	16	桧水フィールドステーション	大山望	一本松、桧水高原	○	○	大内1069番地50	
日光地区	17	町立日光公民館	日光公民館	籠原、栃原、大瀧、大坂、富江、福永、ふるさと村、末鎌、添谷、大内	○	○	栃原29番地	

○避難路一覧

番号	避難路	関係集落
1	上細見 1 号線	上細見
2	上細見 3 号線	上細見
3	上細見三軒茶屋線	上細見
4	立岩林ヶ原線	上細見、立岩、木戸口、林ヶ原
5	立岩小町線	立岩
6	吉定 2 号線	吉定
7	押口吉長線	押口
8	駅前河岡線	吉長、遠藤、リバータウン、遠藤団地
9	遠藤 1 号線	遠藤、リバータウン
10	坂長 1 号線	坂長
11	坂長中央線	坂長
12	総合スポーツ公園 1 号線	林ヶ原、清山、口別所、久古、番原、真野、大原（大原）、福原、サン団地、須村、丸山、小林、藍野、ペンション、上細見、立岩、木戸口、吉定、伯耆ニュータウン
13	真野藍野線	真野
14	久古 5 号線	福原、サン団地
15	岸本大原線	福原、サン団地、須村、伯耆ニュータウン
16	サン団地連絡線	サン団地
17	大原須村線	須村
18	丸山 5 号線	丸山
19	伯耆ニュータウン 1 号線	伯耆ニュータウン
20	大寺14号線	小野、小町
21	曲り田線	小野、小町、大寺、こしきが丘
22	こしきが丘 1 号線	こしきが丘
23	殿河内 2 号線	殿河内
24	殿河内 1 号線	殿河内、スカイタウン大殿
25	坂長 9 号線	みどり、坂長
26	二部線	福岡、焼杉、上の名、須鎌、藤屋、福島、間地、森脇、畑池中央、東畑池、池田、船越、福吉、三部一区、三部二区、古市、父原、中祖、荘一、荘二、荘三、宇代、
27	上ミ野上線	焼杉、上の名
28	須鎌線	須鎌
29	下モ野上線	船越
30	父原・荘線	父原、古市、荘一、荘二、荘三
31	古市線	父原、古市、荘一、荘二、荘三
32	溝口中央線	宇代

番号	避難路	関係集落
33	中学校線	宇代、貴住、谷川、宮原、白水、根雨原、溝口一、溝口文教、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、大倉、大原（大倉）
34	長山線	宇代、貴住、谷川、宮原、白水、根雨原、溝口一、溝口文教、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、大倉、大原（大倉）、大江、上野、大平原、金屋谷、アイノピア、遊久の郷、岩立
35	溝口・谷川線	谷川、宮原、白水、根雨原、大倉、大原（大倉）
36	溝口宮原線	宮原、白水、根雨原
37	大倉線	宮原、白水、根雨原、大倉、大原（大倉）
38	根雨原大坂線	根雨原
39	根雨原1号線	根雨原
40	上野線	大江、上野
41	宝殿原線	アイノピア
42	金屋谷・上野線	遊久の郷
43	大坂添谷線	ふるさと村
44	福吉線	船越、福吉
45	三部野線	三部一区
46	東三部2号線	三部二区
47	二部三部線	三部二区
48	荘中央線	荘一、荘二、荘三
49	上ミ上野線	大江、上野
50	溝口金屋谷線	大江、上野
51	富江原線	富江
52	福永線	福永、ふるさと村
53	溝口添谷線	添谷

○防疫用資機材保有状況

噴霧機	散粉機	兼用機
5	0	0

○連携備蓄現況一覧

(令和7年4月1日現在)

共通品目	商品名、規格、仕様等	消費(耐久年限)	数量			備蓄場所等
			単位数 量①	単位あたり内 容量②	数量 ①×②	
①保存食(乾パン等)		5年	1,500食	—	—	備蓄倉庫
②要配慮者用保存食(アルファ米がゆ等)		5年	1,370食	—	—	備蓄倉庫
③粉乳・ミルク	粉乳	2年	8缶	800g	1,600g	備蓄倉庫
	液体ミルク	1年	24缶	240ml	5,760ml	
④保存水(ペットボトル)	2L	5年	140本	2L	1,800L	備蓄倉庫 (耐震性防火水槽(飲用:60m ³))
	500ml		2,124本	500ml	960L	
⑤飲料用水用ポリタンク、給水パック(袋)		10年	50袋	—	—	備蓄倉庫,
⑥哺乳ビン	哺乳瓶		24本	—	—	備蓄倉庫,
	使い捨て哺乳瓶		30本			
⑦トイレットペーパー			948ロール	—	—	備蓄倉庫,
⑧生理用品			1,632個	—	—	備蓄倉庫,
⑨折畳式簡易トイレ(パック式セット)	トイレ本体		17セット	—		備蓄倉庫,
	収集袋及び凝固剤		2,800袋	—		備蓄倉庫,
⑩毛布			1,065枚	—	—	備蓄倉庫,
⑪紙おむつ(大人用)			292枚	—	—	
⑫紙おむつ(子供用)			118枚	—	—	
⑬救急医療セット			10セット	—	—	備蓄倉庫,
⑭懐中電灯(乾電池を含まない)			93個	—	—	備蓄倉庫,
⑮ラジオ			45台	—	—	備蓄倉庫,
⑯乾電池(単1、単3)			260本	—	—	備蓄倉庫,
⑰防水シート(グランドシート)	(備蓄倉庫:375枚)(:266枚)		406枚	—	—	備蓄倉庫,
⑱ロープ(シート張り、救助用)			32巻	—	—	備蓄倉庫,

共通品目	商品名、規格、仕様等	消費（耐久年限）	数量			備蓄場所等
			単位数 量①	単位あたり内 容量②	数量 ①×②	
⑱タオル			500 枚	—	—	備蓄倉庫
⑳ウェットティッシュ	5 枚入り		241 袋	—	—	備蓄倉庫

○応急給水用資機材保有状況

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

保管場所	種別	容量(リットル)	数量	備考
本庁舎倉庫	ポリ容器	18	15	
本庁舎倉庫	ポリ容器	10	30	
本庁舎車庫	給水車	4,000	1	
		2,000	1	
分庁舎倉庫	給水タンク	1,000	1	
分庁舎倉庫	ポリ容器	10	50	

○伯耆町備蓄計画

1. 現状

鳥取県の連携備蓄分及び町単独での備蓄品を備蓄している。

備蓄場所については、岸本地域が備蓄倉庫（本庁舎）、溝口地域が備蓄倉庫（長山）のそれぞれ1箇所となっている。

【鳥取県連携備蓄の考え方】

（１）対象人数

最大避難者数を2万4千人と想定している。（２）備蓄対象数量

対象人数の1日分を対象に備蓄することとしており、各市町村の人口比率に応じて備蓄量を算出している。

2. 今後の整備計画

（１）備蓄場所

災害時の輸送を最小限に抑えるよう避難所等への分散備蓄を進める。分散先としては、風水害の指定避難所の中から選定した。

【選定方法】

現在の備蓄場所を拠点とし、以下の2点を基準に選定

- ① 拠点から遠距離となる指定避難所（←輸送を最小限に抑える）
- ② 2階以上を避難所として使用する指定避難所（←一時的な孤立に対応する）

（２）備蓄品目及び数量

備蓄拠点となる備蓄倉庫については、現状のとおり県の連携備蓄分を備蓄する（ただし、それぞれの保管数量については現状では偏りがあるので、均等になるよう調整を図る）。

分散備蓄分については、必要な品目数量の基準を以下のとおりとし、必要なセット数を各分散備蓄先へ割り振る。

保管場所については、施設内を原則とする。

○避難所における非常用電源及び照明整備計画

1. 現 状

現在、町が保有している発電機及び投光器については次のとおりです（消防団関係を除く）。

発電機：16台

投光器：15台

※保管場所はいずれも備蓄倉庫

※このうち、発電機3台は町内団体等へ貸出を実施中

2. 今後の配備計画

必要に応じ指定避難場所等へ

3. 配置状況

保管場所	数 量		
	発電機	投光器	備 考
備蓄倉庫	13	15	投光器2台を消防団へ貸出中
岸本老人福祉センター	1		
岸本保健福祉センター	1		
溝口福祉センター	1		

〔土砂災害危険箇所〕

○山腹崩壊危険地区（民有林）

危険地区番号		危険度	位置	
			大字	字
390	001	C	岩立	
390	002	C	岩立	
390	003	C	金屋谷	
390	004	B	宇代	
390	005	B	宇代	
390	006	C	丸山	
390	007	B	岩立	榑水高原
390	008	B	貴住	
390	009	C	金屋谷	アイノピア
390	010	C	古市	
390	011	C	根雨原	
390	012	B	根雨原	
390	013	B	根雨原	
390	014	C	根雨原	
390	015	B	坂長	
390	016	B	三部	三部二区 5
390	017	C	三部	三部二区 1
390	018	B	三部	三部二区 5
390	019	B	小町	
390	020	C	小町	
390	021	B	小野	
390	022	C	上細見	
390	023	A	上野	上野
390	024	B	上野	上野
390	025	C	真野	
390	026	C	真野	
390	027	C	真野	
390	028	C	真野	
390	029	C	荘	荘一
390	030	B	荘	荘一
390	031	B	荘	荘一
390	032	C	荘	荘二
390	033	C	荘	荘一
390	034	A	大坂	
390	035	B	大坂	
390	036	B	大坂	
390	037	B	大坂	
390	038	A	大倉	大倉
390	039	B	大倉	大倉
390	040	B	大滝	
390	041	B	大滝	

危険地区番号		危険度	位置	
			大字	字
390	042	C	大内	
390	043	B	大内	
390	044	B	谷川	
390	045	A	谷川	
390	046	B	中祖	
390	047	B	中祖	
390	048	A	中祖	
390	049	C	長山	長山
390	050	C	栃原	栃原
390	051	C	栃原	栃原
390	052	B	二部	間地
390	053	C	二部	間地
390	054	A	二部	間地
390	055	C	二部	間地
390	056	B	二部	二部第一
390	057	C	二部	二部第三
390	058	C	二部	二部第三
390	059	C	二部	間地
390	060	B	白水	
390	061	B	白水	
390	062	C	畑池	池田
390	063	C	畑池	池田
390	064	C	畑池	東畑池
390	065	C	畑池	東畑池
390	066	C	畑池	東畑池
390	067	B	富江	
390	068	B	父原	
390	069	B	父原	
390	070	B	父原	
390	071	C	福岡	下代
390	072	C	福岡	福岡三区
390	073	C	福岡	福岡三区
390	074	C	福岡	福岡三区
390	075	C	福岡	福岡中央
390	076	C	福岡	福岡中央
390	077	B	福岡	福岡中央
390	078	B	福岡	福岡三区
390	079	B	福岡	福岡三区
390	080	A	福岡	福岡三区
390	081	C	福居	上の名
390	082	C	福居	上の名
390	083	C	福居	上の名
390	084	B	福島	
390	085	C	立岩	

○崩壊土砂流出危険地区

1 民有林

危険地区番号		危険度	位置	
			大字	字
390	001	C	宇代	
390	002	C	丸山	
390	003	B	丸山	
390	004	B	丸山	
390	005	C	岩立	桝水高原
390	006	B	貴住	
390	007	B	貴住	
390	008	B	根雨原	
390	009	B	根雨原	
390	010	A	三部	三部二区 3
390	011	C	三部	三部二区 3
390	012	C	小林	小林
390	013	B	焼杉	
390	014	B	焼杉	
390	015	C	焼杉	
390	016	C	焼杉	
390	017	B	上野	上野
390	018	B	上野	大平原
390	019	B	上野	大平原
390	020	B	清原	清山
390	021	C	船越	
390	022	C	船越	
390	023	C	荘	荘二
390	024	A	荘	荘一
390	025	A	荘	荘一
390	026	C	大坂	
390	027	C	大坂	
390	028	B	大倉	大倉
390	029	A	大倉	大倉
390	030	B	大倉	大倉
390	031	A	大倉	大倉
390	032	C	大倉	大倉
390	033	C	大内	
390	034	B	谷川	
390	035	A	長山	長山
390	036	A	二部	間地
390	037	B	二部	間地
390	038	C	二部	間地
390	039	C	二部	間地
390	040	C	二部	間地
390	041	C	二部	二部第三
390	042	C	二部	二部第三

危険地区番号		危険度	位置	
			大字	字
390	043	A	二部	二部第二
390	044	A	二部	二部第二
390	045	B	畑池	池田
390	046	C	畑池	東畑池
390	047	A	畑池	東畑池
390	048	C	畑池	森脇
390	049	B	畑池	東畑池
390	050	C	福岡	下代
390	051	B	福岡	下代
390	052	B	福岡	下代
390	053	C	福岡	郷原
390	054	C	福岡	郷原
390	055	C	福岡	郷原
390	056	C	福岡	郷原
390	057	C	福岡	上谷
390	058	C	福岡	上谷
390	059	C	福岡	福岡三区
390	060	B	福岡	福岡三区
390	061	B	福岡	福岡三区
390	062	A	福岡	福岡三区
390	063	A	福岡	福岡三区
390	064	C	福岡	福岡中央
390	065	C	福岡	福岡中央
390	066	C	福岡	福岡中央
390	067	C	福岡	福岡中央
390	068	C	福岡	福岡中央
390	069	C	福居	上の名
390	070	C	福居	須鎌
390	071	C	福居	須鎌
390	072	C	福居	藤屋
390	073	C	福居	藤屋
390	074	A	福兼	ふるさと村
390	075	B	福島	

2 国有林

危険地区番号		危険度	位置		国有林名
			大字	字	
313904	2	C			上代山国有林

○土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

1 土砂災害警戒区域指定箇所

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
土石流	高塚川	I -1-3-30-1	平成26年12月16日
土石流	宮の谷川	I -1-3-30-2	平成20年 3 月11日
土石流	上細見川	I -1-3-30-3	平成20年 3 月11日
土石流	上槇原川	I -2-27-30-6	平成26年12月16日
土石流	長山下谷川	I -1-3-39-4	平成18年 3 月28日
土石流	菖浦谷川	I -1-3-39-5	平成18年 3 月28日
土石流	貴住支川1	I -1-3-39-6	平成18年 3 月28日
土石流	貴住支川2	I -1-3-39-7	平成18年 3 月28日
土石流	岩の口谷川	I -1-3-39-8	平成18年 3 月28日
土石流	谷川川	I -1-3-39-9	平成18年 3 月28日
土石流	うつし谷川	I -1-3-39-10	平成18年 3 月28日
土石流	宮原川	I -1-3-39-11	平成18年 3 月28日
土石流	宮原谷川	I -1-3-39-12	平成18年 3 月28日
土石流	大原川	I -1-3-39-13	平成18年 3 月28日
土石流	奥山川	I -1-3-39-14	平成18年 3 月28日
土石流	宇代大谷川	I -1-3-39-15	平成20年 3 月11日
土石流	谷山川	I -1-3-39-16	平成20年 3 月11日
土石流	荘支川	I -1-3-39-17	平成20年 3 月11日
土石流	父原谷川	I -1-3-39-18	平成20年 3 月11日
土石流	沢の谷川	I -1-3-39-19	平成20年 3 月11日
土石流	勘部川	I -1-3-39-20	平成20年 3 月11日
土石流	長龍寺谷川	I -1-3-39-21	平成20年 3 月11日
土石流	懸橋川	I -1-3-39-22	平成20年 3 月11日
土石流	江戸谷川	I -1-3-39-23	平成20年 3 月11日
土石流	武王谷川	I -1-3-39-24	平成20年 3 月11日
土石流	入道谷川	I -1-3-39-25	平成20年 3 月11日
土石流	藤屋川	I -1-3-39-26	平成20年 3 月11日
土石流	二部大谷川	I -1-3-39-27	平成20年 3 月11日
土石流	小谷川	I -1-3-39-28	平成20年 3 月11日
土石流	間地川	I -1-3-39-29	平成20年 3 月11日
土石流	須鎌川	I -1-3-39-30	平成20年 3 月11日
土石流	杢田川	I -1-3-39-32	平成20年 3 月11日
土石流	谷中川	I -1-3-39-33	平成20年 3 月11日
土石流	池田川	I -1-3-39-34	平成20年 3 月11日
土石流	下代小谷川	I -1-3-39-35	平成20年 3 月11日
土石流	家の奥谷川	I -1-3-39-36	平成20年 3 月11日
土石流	下代川	I -1-3-39-37	平成20年 3 月11日
土石流	上谷川	I -1-3-39-38	平成20年 3 月11日
土石流	田の奥谷川	I -1-3-39-39	平成20年 3 月11日
土石流	間賀川	I -1-3-39-40	平成20年 3 月11日
土石流	上代大谷川	I -1-3-39-41	平成20年 3 月11日
土石流	福屋ノ奥谷川	I -1-3-39-43	平成20年 3 月11日
土石流	二部支川1	I -1-3-39-44	平成20年 3 月11日
土石流	須鎌川右支川1	I -1-3-39-45	平成20年 3 月11日

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
土石流	森脇川	I -1-3-39-46	平成20年 3 月11日
土石流	前田川	I -1-3-39-47	平成20年 3 月11日
土石流	三部支川	I -1-3-39-48	平成20年 3 月11日
土石流	藤屋川左支川3	I -1-3-39-49	平成20年 3 月11日
土石流	二部大谷川支川	I -1-3-39-49	令和 3 年11月16日
土石流	後谷川	I -1-3-39-50	平成26年12月16日
土石流	谷坂川	I -1-3-39-201	平成18年 3 月28日
土石流	臼ヶ塔川	I -1-3-39-202	平成18年 3 月28日
土石流	泉川支溪	I -1-3-39-203	平成18年 3 月28日
土石流	足谷川	II -1-3-39-2	平成18年 3 月28日
土石流	日野手谷川	II -1-3-39-4	平成18年 3 月28日
土石流	根雨原支川1	II -1-3-39-5	平成18年 3 月28日
土石流	根雨原支川2	II -1-3-39-6	平成18年 3 月28日
土石流	宇代支川	II -1-3-39-7	平成20年 3 月11日
土石流	父原支川	II -1-3-39-8	平成20年 3 月11日
土石流	二部支川2	II -1-3-39-9	平成20年 3 月11日
土石流	二部支川3	II -1-3-39-11	平成20年 3 月11日
土石流	二部支川4	II -1-3-39-12	平成20年 3 月11日
土石流	間地川右支川1	II -1-3-39-14	平成20年 3 月11日
土石流	間地川右支川2	II -1-3-39-15	平成20年 3 月11日
土石流	須鎌川左支川	II -1-3-39-17	平成20年 3 月11日
土石流	須鎌川右支川2	II -1-3-39-18	平成20年 3 月11日
土石流	藤屋川左支川1	II -1-3-39-20	平成20年 3 月11日
土石流	藤屋川左支川2	II -1-3-39-21	平成20年 3 月11日
土石流	東畑地支川	II -1-3-39-24	平成20年 3 月11日
土石流	谷中川右支川	II -1-3-39-25	平成20年 3 月11日
土石流	福岡郷原支川1	II -1-3-39-26	平成20年 3 月11日
土石流	福岡郷原支川2	II -1-3-39-27	平成20年 3 月11日
土石流	福岡郷原支川3	II -1-3-39-28	平成20年 3 月11日
土石流	福岡支川1	II -1-3-39-29	平成20年 3 月11日
土石流	福岡支川2	II -1-3-39-30	平成20年 3 月11日
土石流	長井谷川	II -1-3-39-31	平成20年 3 月11日
土石流	福岡支川3	II -1-3-39-32	平成20年 3 月11日
土石流	福岡支川4	II -1-3-39-33	平成20年 3 月11日
土石流	福岡支川5	II -1-3-39-34	平成20年 3 月11日
土石流	上代支川1	II -1-3-39-35	平成20年 3 月11日
土石流	上代支川2	II -1-3-39-36	平成20年 3 月11日
土石流	上代支川3	II -1-3-39-37	平成20年 3 月11日
土石流	上代支川4	II -1-3-39-38	平成20年 3 月11日
土石流	福岡支川6	II -1-3-39-39	平成20年 3 月11日
土石流	上代支川5	II -1-3-39-40	平成20年 3 月11日
土石流	上代支川6	II -1-3-39-41	平成20年 3 月11日
土石流	東谷川	II -1-3-39-42	平成20年 3 月11日
土石流	宇谷川	II -1-3-39-43	平成20年 3 月11日
土石流	畑地支川	II -1-3-39-44	平成20年 3 月11日
土石流	焼杉 1	II -1-3-39-45	平成26年12月16日
土石流	焼杉 2	II -1-3-39-46	平成26年12月16日

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
土石流	歓谷	Ⅱ-1-3-39-47	平成26年12月16日
土石流	ナカヤマ谷	Ⅱ-1-3-39-48	平成26年12月16日
土石流	白水川右支溪1	Ⅱ-1-3-39-201	平成18年 3 月28日
土石流	白水川右支溪2	Ⅱ-1-3-39-202	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	半川地区	I -937	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	大原地区	I -938	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	真野地区	I -939	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	口別所地区	I -940	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	小町北地区	I -941	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	小町南地区	I -942	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	上細見南地区	I -943	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	上細見区	I -944	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	坂長上地区	I -945	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	坂長下地区	I -946	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	大寺地区	I -947	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡地区	I -1037	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福居地区	I -1038	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	二部地区	I -1039	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福島地区	I -1040	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	船越地区	I -1041	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	三部地区	I -1042	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	古市地区	I -1043	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	大坂	I -1044	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	大滝	I -1045	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	岩立	I -1046	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	添谷	I -1047	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	末鎌	I -1048	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	大倉	I -1049	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	貴住	I -1050	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	上野	I -1051	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	清山地区	I -1170	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	上の名地区	I -1190	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	二部2地区	I -1191	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	三部地区	I -1192	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	田園町地区	I -1453	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡2地区	I -1526	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡3地区	I -1527	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	一ノ段	I -1528	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	長山	I -1529	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	宮原	I -1530	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	大原	I -1531	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	根雨原	I -1532	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	白水	I -1533	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	荘地区	I -1534	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	大内	I -1535	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	福吉地区	I -1536	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡4地区	I -1537	平成20年 3 月11日

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
急傾斜地の崩壊	福岡5地区	I-1538	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	伯耆ニュータウン地区	I-1573	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	長山2地区	I-1580	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	金廻地区	I-人工50	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	久古地区	I-人工51	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	貴住2地区	I-人工60	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	富江	I-人工61	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	栃原	I-人工62	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	宇代地区	I-人工68	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大殿地区	II-3015	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	丸山地区	II-3016	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	丸山2地区	II-3017	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	岩立	II-3523	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	宝殿	II-3524	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	谷川	II-3525	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	宇代2地区	II-3526	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	宇代3地区	II-3527	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	宮原2地区	II-3528	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	古市2地区	II-3529	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	富江2地区	II-3530	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	大坂2	II-3531	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	福居2地区	II-3532	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福居3地区	II-3533	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福居4地区	II-3534	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福居5地区	II-3535	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福居6地区	II-3536	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福居7地区	II-3537	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福居8地区	II-3538	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	三部2地区	II-3539	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	船越地区	II-3540	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	船越2地区	II-3541	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	船越3地区	II-3542	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福島2地区	II-3543	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	父原地区	II-3544	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	父原2地区	II-3545	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	父原3地区	II-3546	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	荘2地区	II-3547	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	根雨原2地区	II-3548	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	焼杉地区	II-3549	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	焼杉2地区	II-3550	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	焼杉3地区	II-3551	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡6地区	II-3552	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡7地区	II-3553	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡8地区	II-3554	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡9地区	II-3555	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡10地区	II-3556	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡11地区	II-3557	平成20年 3 月11日

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
急傾斜地の崩壊	福岡12地区	Ⅱ-3558	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡13地区	Ⅱ-3559	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡14地区	Ⅱ-3560	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡15地区	Ⅱ-3561	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡16地区	Ⅱ-3562	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡17地区	Ⅱ-3563	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡18地区	Ⅱ-3564	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡19地区	Ⅱ-3565	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	畑池地区	Ⅱ-3567	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	畑池2地区	Ⅱ-3568	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	畑池3地区	Ⅱ-3569	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	畑池4地区	Ⅱ-3570	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	二部3地区	Ⅱ-3571	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	二部4地区	Ⅱ-3572	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	大内2	Ⅱ-3573	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	白水2	Ⅱ-3574	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	三部3地区	Ⅱ-3575	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	宇代4地区	Ⅱ-3576	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	白水3	Ⅱ-3577	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	大殿二地区	Ⅱ-人工2013	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	大滝2地区	Ⅱ-人工2048	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	根雨原3地区	Ⅱ-人工2049	平成18年 3 月28日
急傾斜地の崩壊	福岡21地区	Ⅱ-人工2049	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡22地区	Ⅱ-人工2050	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡23地区	Ⅱ-人工2051	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡24地区	Ⅱ-人工2052	平成20年 3 月11日
急傾斜地の崩壊	福岡24地区	Ⅱ-人工2053	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大殿3地区	Ⅲ-4302	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大原2地区	Ⅲ-4303	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	口別所2地区	Ⅲ-4304	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	清山2地区	Ⅲ-4305	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	小野地区	Ⅲ-4306	平成26年12月16日
地すべり	大坂地区	62	平成27年 3 月24日
地すべり	焼杉地区	123	平成27年 3 月24日

2 土砂災害特別区域指定箇所

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
土石流	上細見川	I-1-3-30-3	平成26年12月16日
土石流	上槇原川	I-2-27-30-6	平成26年12月16日
土石流	岩の口谷川	I-1-3-39-8	平成26年12月16日
土石流	谷川川	I-1-3-39-9	平成26年12月16日
土石流	宮原川	I-1-3-39-11	平成26年12月16日
土石流	奥山川	I-1-3-39-14	平成26年12月16日
土石流	宇代大谷川	I-1-3-39-15	平成26年12月16日
土石流	谷山川	I-1-3-39-16	平成26年12月16日
土石流	懸橋川	I-1-3-39-22	平成26年12月16日

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
土石流	江戸谷川	I -1-3-39-23	平成26年12月16日
土石流	武王谷川	I -1-3-39-24	平成26年12月16日
土石流	入道谷川	I -1-3-39-25	平成26年12月16日
土石流	藤屋川	I -1-3-39-26	平成26年12月16日
土石流	間地川	I -1-3-39-29	平成26年12月16日
土石流	須鎌川	I -1-3-39-30	平成26年12月16日
土石流	杓田川	I -1-3-39-32	平成26年12月16日
土石流	谷中川	I -1-3-39-33	平成26年12月16日
土石流	池田川	I -1-3-39-34	平成26年12月16日
土石流	間賀川	I -1-3-39-40	平成26年12月16日
土石流	上代大谷川	I -1-3-39-41	平成26年12月16日
土石流	二部支川1	I -1-3-39-44	平成26年12月16日
土石流	須鎌川右支川1	I -1-3-39-45	平成26年12月16日
土石流	森脇川	I -1-3-39-46	平成26年12月16日
土石流	三部支川	I -1-3-39-48	平成26年12月16日
土石流	二部大谷川支川	I -1-3-39-49	令和3年11月16日
土石流	後谷川	I -1-3-39-50	平成26年12月16日
土石流	足谷川	II -1-3-39-2	平成26年12月16日
土石流	日野手谷川	II -1-3-39-4	平成26年12月16日
土石流	根雨原支川1	II -1-3-39-5	平成26年12月16日
土石流	根雨原支川2	II -1-3-39-6	平成26年12月16日
土石流	宇代支川	II -1-3-39-7	平成26年12月16日
土石流	父原支川	II -1-3-39-8	平成26年12月16日
土石流	二部支川2	II -1-3-39-9	平成26年12月16日
土石流	二部支川3	II -1-3-39-11	平成26年12月16日
土石流	二部支川4	II -1-3-39-12	平成26年12月16日
土石流	間地川右支川1	II -1-3-39-14	平成26年12月16日
土石流	間地川右支川2	II -1-3-39-15	平成26年12月16日
土石流	須鎌川右支川2	II -1-3-39-18	平成26年12月16日
土石流	藤屋川左支川2	II -1-3-39-21	平成26年12月16日
土石流	東畑地支川	II -1-3-39-24	平成26年12月16日
土石流	谷中川右支川	II -1-3-39-25	平成26年12月16日
土石流	福岡郷原支川3	II -1-3-39-28	平成26年12月16日
土石流	福岡支川2	II -1-3-39-30	平成26年12月16日
土石流	長井谷川	II -1-3-39-31	平成26年12月16日
土石流	福岡支川4	II -1-3-39-33	平成26年12月16日
土石流	福岡支川5	II -1-3-39-34	平成26年12月16日
土石流	上代支川1	II -1-3-39-35	平成26年12月16日
土石流	上代支川2	II -1-3-39-36	平成26年12月16日
土石流	上代支川3	II -1-3-39-37	平成26年12月16日
土石流	上代支川4	II -1-3-39-38	平成26年12月16日
土石流	福岡支川6	II -1-3-39-39	平成26年12月16日
土石流	上代支川5	II -1-3-39-40	平成26年12月16日
土石流	上代支川6	II -1-3-39-41	平成26年12月16日
土石流	焼杉1	II -1-3-39-45	平成26年12月16日
土石流	歓谷	II -1-3-39-47	平成26年12月16日
土石流	ナカヤマ谷	II -1-3-39-48	平成26年12月16日

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
土石流	白水川右支溪1	Ⅱ-1-3-39-201	平成26年12月16日
土石流	白水川右支溪2	Ⅱ-1-3-39-202	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	半川地区	I-937	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大原地区	I-938	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	真野地区	I-939	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	口別所地区	I-940	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	小町北地区	I-941	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	小町南地区	I-942	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	上細見南地区	I-943	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	上細見区	I-944	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	坂長上地区	I-945	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	坂長下地区	I-946	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大寺地区	I-947	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡地区	I-1037	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福居地区	I-1038	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	二部地区	I-1039	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福島地区	I-1040	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	船越地区	I-1041	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	三部地区	I-1042	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	古市地区	I-1043	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大坂	I-1044	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大滝	I-1045	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	岩立	I-1046	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	添谷	I-1047	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	末鎌	I-1048	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大倉	I-1049	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	貴住	I-1050	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	上野	I-1051	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	清山地区	I-1170	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	上の名地区	I-1190	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	二部2地区	I-1191	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	三部地区	I-1192	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	田園町地区	I-1453	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡2地区	I-1526	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡3地区	I-1527	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	一ノ段	I-1528	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	長山	I-1529	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	宮原	I-1530	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大原	I-1531	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	根雨原	I-1532	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	白水	I-1533	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	荘地区	I-1534	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大内	I-1535	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福吉地区	I-1536	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡4地区	I-1537	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡5地区	I-1538	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	伯耆ニュータウン地区	I-1573	平成26年12月16日

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
急傾斜地の崩壊	長山2地区	I-1580	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	金廻地区	I-人工50	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	久古地区	I-人工51	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	貴住2地区	I-人工60	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	富江	I-人工61	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	栃原	I-人工62	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	宇代地区	I-人工68	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大殿地区	II-3015	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	丸山地区	II-3016	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	丸山2地区	II-3017	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	岩立	II-3523	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	宝殿	II-3524	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	谷川	II-3525	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	宇代2地区	II-3526	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	宇代3地区	II-3527	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	宮原2地区	II-3528	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	古市2地区	II-3529	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	富江2地区	II-3530	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大坂2	II-3531	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福居2地区	II-3532	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福居3地区	II-3533	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福居4地区	II-3534	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福居5地区	II-3535	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福居6地区	II-3536	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福居7地区	II-3537	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福居8地区	II-3538	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	三部2地区	II-3539	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	船越地区	II-3540	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	船越2地区	II-3541	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	船越3地区	II-3542	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福島2地区	II-3543	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	父原地区	II-3544	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	父原2地区	II-3545	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	父原3地区	II-3546	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	荘2地区	II-3547	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	根雨原2地区	II-3548	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	焼杉地区	II-3549	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	焼杉2地区	II-3550	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	焼杉3地区	II-3551	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡6地区	II-3552	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡7地区	II-3553	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡8地区	II-3554	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡9地区	II-3555	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡10地区	II-3556	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡11地区	II-3557	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡12地区	II-3558	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡13地区	II-3559	平成26年12月16日

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
急傾斜地の崩壊	福岡14地区	Ⅱ-3560	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡15地区	Ⅱ-3561	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡16地区	Ⅱ-3562	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡17地区	Ⅱ-3563	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡18地区	Ⅱ-3564	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡19地区	Ⅱ-3565	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	畑池地区	Ⅱ-3567	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	畑池2地区	Ⅱ-3568	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	畑池3地区	Ⅱ-3569	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	畑池4地区	Ⅱ-3570	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	二部3地区	Ⅱ-3571	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	二部4地区	Ⅱ-3572	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大内2	Ⅱ-3573	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	白水2	Ⅱ-3574	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	三部3地区	Ⅱ-3575	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	宇代4地区	Ⅱ-3576	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	白水3	Ⅱ-3577	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大滝2地区	Ⅱ-人工2048	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	根雨原3地区	Ⅱ-人工2049	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡22地区	Ⅱ-人工2050	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡23地区	Ⅱ-人工2051	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡24地区	Ⅱ-人工2052	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	福岡24地区	Ⅱ-人工2053	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大殿3地区	Ⅲ-4302	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	大原2地区	Ⅲ-4303	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	口別所2地区	Ⅲ-4304	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	清山2地区	Ⅲ-4305	平成26年12月16日
急傾斜地の崩壊	小野地区	Ⅲ-4306	平成26年12月16日

○雪崩危険箇所一覧

箇所名	所在地		保全対象		
	町・村	大字	人家戸数	公共施設等	
				種類	数
大寺	伯耆町	大寺	8	大寺公民館	1
坂長上	伯耆町	坂長上	7		
小町北	伯耆町	小町北	15		
小町南	伯耆町	小町南	9	小町南公民館	1
上細見	伯耆町	上細見	12		
半川	伯耆町	半川	11	半川公民館	1
貴住	伯耆町	貴住	28	中学校, 公民館	2
大倉	伯耆町	大倉	18	集会所	1
大坂	伯耆町	大坂	17	公民館	1
大滝	伯耆町	大滝	20	郵便局, 保育所, 公民館, 集会所	4
三部	伯耆町	白山ノ二	25		
船越	伯耆町	新次郎田	11	集会所	1
福島	伯耆町	福島	10	集会所	1
二部	伯耆町	二部	11	小学校, 老人福祉施設	2
福岡 1	伯耆町	福岡	1	小学校	1
大内	伯耆町	大内	2	公民館	1
大内	伯耆町	大内	2		
福居	伯耆町	谷口	3		

〔消防・水防〕

○町消防団の現状

分団名	団員数	出動の区域	警戒の区域
消防団本部	3	町内全域	町内全域
第1分団	160	町内全域	溝口地区
第2分団			二部地区
第3分団			日光地区
第4分団			八郷地区
第5分団			大幡地区
第6分団			幡郷地区
第7分団		町内全域	町内全域
計	163（定員）		

○自衛消防団一覧

No.	集落名	No.	集落名
1	林ヶ原	4 6	船越
2	清山	4 7	福吉
3	口別所	4 8	福島
4	久古	4 9	三部一区
5	福原	5 0	三部二区
6	サン団地	5 1	三部佳住
7	番原	5 2	溝口一
8	真野	5 3	溝口文教区
9	大原	5 4	溝口二
1 0	須村	5 5	溝口三
1 1	丸山	5 6	溝口四
1 2	小林	5 7	溝口五
1 3	藍野	5 8	谷川
1 4	ペンション	5 9	宮原
1 5	上細見	6 0	大倉
1 6	立岩	6 1	大原
1 7	木戸口	6 2	白水
1 8	吉定	6 3	根雨原
1 9	岸本	6 4	宇代
2 0	伯耆ニュータウン	6 5	中祖
2 1	押口	6 6	古市
2 2	駅前	6 7	父原
2 3	吉長	6 8	荘一
2 4	遠藤	6 9	荘二
2 5	リバータウン	7 0	荘三
2 6	遠藤団地	7 1	大江

No.	集落名	No.	集落名
2 7	小野	7 2	長山
2 8	小町	7 3	妙見寺
2 9	大寺	7 4	貴住
3 0	こしがが丘	7 5	上野
3 1	殿河内	7 6	太平原
3 2	田園町	7 7	金屋谷
3 3	みどり	7 8	岩立
3 4	坂長	7 9	榑水高原
3 5	スカイタウン大殿	8 0	アイノピア・溝口
3 6	岩屋谷	8 1	籠原
3 7	間地	8 2	栃原
3 8	二部区	8 3	大瀧
3 9	東畑池	8 4	大坂
4 0	西畑池	8 5	富江
4 1	福岡区	8 6	福永
4 2	焼杉	8 7	末鎌
4 3	上の名	8 8	添谷
4 4	須鎌	8 9	大内
4 5	藤屋	9 0	グラン伯耆

○消防団保有車両等一覧

普通消防ポンプ自動車		水槽付消防ポンプ自動車		小型動力ポン プ積載車	手引動力ポン プ	小型動力ポン プ
B 1 級以上	B 2 級以上	B 1 級以上	B 2 級以上			
4	0	0	0	4	0	2

○消防水利の現況

基 準 数	現 有 数			
	公設消火栓 (150mm以上)	公設水槽 (40 t 以上)	そ の 他	計
259	51	107	82	240

○危険物施設の現況

屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	合計
4	4	3	47	4	14	10	86

○重要水防箇所一覧

河川名	地先名 (水防管理団体)	左右岸	区間		種 別	重要度	重要理由	想定される水防対策		県担当事務所
			距離標	延長 (m)				工法	所要資材	
日野川	伯耆町大殿	左	8k300 ～ 8k800	500	堤体漏水	B	堤防断面不足	積土のう工	土のう 5,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町吉長	右	8k300 ～ 8k400	100	旧川跡	要				西部総合事務所
日野川	伯耆町大殿	左	8k500 ～ 8k600	100	旧川跡	要				西部総合事務所
日野川	伯耆町吉長	右	8k750 ～ 8k850	100	旧川跡	要				西部総合事務所
日野川	伯耆町大殿	左	8k300 ～ 9k100	200	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 2,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町大殿	左	9k000 ～ 9k000	0	破堤跡	要	破堤跡			西部総合事務所
日野川	伯耆町大殿	左	9k900 ～ 10k050	150	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 1,500	西部総合事務所
日野川	伯耆町大殿	左	10k050～ 10k500	450	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 4,500	西部総合事務所
日野川	伯耆町吉長	右	10k100～ 10k500	400	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 4,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町吉長	右	10k140～ 10k180	40	旧川跡	要				西部総合事務所
日野川	伯耆町大殿	左	10k500～ 11k000	500	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 5,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町吉定	右	10k650～ 10k900	250	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 2,500	西部総合事務所
日野川	伯耆町吉定	右	10k900～ 11k100	200	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 2,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町金廻	左	11k000～ 11k300	300	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 3,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町吉定	右	11k100～ 11k300	200	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 2,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町吉定	右	11k220～ 11k260	40	旧川跡	要				西部総合事務所
日野川	伯耆町立岩	左右	11k270～ 11k270	0	工作物	B				西部総合事務所
日野川	伯耆町吉定	右	11k300～ 11k500	200	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 2,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町立岩	右	11k500～ 11k900	400	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 4,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町金廻	左	11k700～ 11k900	200	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 2,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町立岩	右	11k900～ 12k250	350	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 3,500	西部総合事務所
日野川	伯耆町立岩	左右	12k020～ 12k020	0	工作物	B				西部総合事務所
日野川	伯耆町立岩	右	12k250～ 12k500	250	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 2,500	西部総合事務所
日野川	伯耆町立岩	右	12k500～ 12k850	350	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 3,500	西部総合事務所
日野川	伯耆町上細見	右	12k850～ 13k500	650	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 6,500	西部総合事務所
日野川	伯耆町上細見	右	13k500～ 13k750	250	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 2,500	西部総合事務所
日野川	伯耆町溝口	右	13k750～ 15k200	1,450	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 14,500	西部総合事務所

河川名	地先名 (水防管理団体)	左右岸	区間		種 別	重要度	重要理由	想定される水防対策		県担当事務所
			距離標	延長 (m)				工法	所要資材	
日野川	伯耆町溝口	右	14k300～14k500	200	基盤漏水	B		月の輪工		西部総合事務所
日野川	伯耆町宇代	左	14k400～14k600	200	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 2,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町宇代	左	14k600～15k350	750	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 7,500	西部総合事務所
日野川	伯耆町溝口	右	14k600～14k630	30	旧川跡	要				西部総合事務所
日野川	伯耆町大江	右	14k730～14k780	50	旧川跡	要				西部総合事務所
日野川	伯耆町宇代	左	14k840～14k890	50	旧川跡	要				西部総合事務所
日野川	伯耆町溝口	右	14k950～15k150	200	旧川跡	要				西部総合事務所
日野川	伯耆町溝口	右	15k200～15k400	200	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 2,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町溝口	左右	15k390～15k390	0	工作物	B				西部総合事務所
日野川	伯耆町溝口	右	15k400～16k000	600	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 6,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町宇代	左	15k450～15k700	250	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 2,500	西部総合事務所
日野川	伯耆町宇代	左	15k570～15k700	130	旧川跡	要				西部総合事務所
日野川	伯耆町宇代	左	15k700～16k000	300	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 3,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町宮原	右	15k850～16k100	250	旧川跡	要				西部総合事務所
日野川	伯耆町宇代	左	16k250～16k330	80	旧川跡	要				西部総合事務所
日野川	伯耆町宮原	右	16k500～16k650	150	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 1,500	西部総合事務所
日野川	伯耆町中祖	左	16k500～16k900	400	越水 (溢水)	B	流下能力不足	積土のう工	土のう 4,000	西部総合事務所
日野川	伯耆町古市	左	16k900～17k000	100	越水 (溢水)	A	流下能力不足	積土のう工	土のう 1,000	西部総合事務所

○重要水防区域一覧

1 西部総合事務所県土整備局所管

河川名	地先名	区間				種別	重要度	備考	
		左右岸	距離標		延長（m）				
清山川	西伯郡伯耆町吉定	右	0K000	～	0K620	580	河川災害危険箇所 （水衝・洗掘）	C	C-1, 2
清山川	西伯郡伯耆町吉定	右	0K620	～	0K800	150	河川災害危険箇所 （水衝・洗掘）	B	B-1, 2
清山川	西伯郡伯耆町立岩	左	0K000	～	0K700	670	河川災害危険箇所 （水衝・洗掘）	C	C-1, 2
清山川	西伯郡伯耆町上細見	左	0K700	～	1K230	480	河川災害危険箇所 （水衝・洗掘）	A	A-1～4
藤屋川	西伯郡伯耆町船越	右	0K450	～	0K550	80	河川災害危険箇所 （水衝・洗掘）	C	C-1
藤屋川	西伯郡伯耆町船越	右	0K770	～	0K950	160	河川災害危険箇所 （水衝・洗掘）	C	C-2
藤屋川	西伯郡伯耆町福吉～ 船越	左	0K250	～	0K550	270	河川災害危険箇所 （水衝・洗掘）	C	C-1～3
藤屋川	西伯郡伯耆町船越	左	0K650	～	0K770	100	河川災害危険箇所 （水衝・洗掘）	C	C-4
藤屋川	西伯郡伯耆町船越	左	0K770	～	1K170	370	河川災害危険箇所 （水衝・洗掘）	B	B-1～5

○町内重要排水樋門一覧

1 西部総合事務所県土整備局

河川名	位置		種別	高さ(m) 幅(m)	名称	操作 種類	(施設) 管理者	管理委託 団体名	備考
	町村	大字							
清山川	伯耆	立岩	鋼製	H=1.2m L=1.2m	立岩 1	手動	鳥取県知事	伯耆町	
清山川	伯耆	立岩	鋼製	〃	立岩 2	手動	鳥取県知事	伯耆町	
清山川	伯耆	立岩	鋼製	H=1.1m L=1.2m	立岩 3	手動	鳥取県知事	伯耆町	
野上川	伯耆	二部	ゴム	H=0.6m L=18.2m	1 門 清水塔堰	電動	伯耆町		
野上川	伯耆	三部	鋼製	H=1.5m L=13.0m	2 門	電動	伯耆町	大仙田	
野上川	伯耆	古市	鋼製	H=1.25m L=12.7m	2 門 中祖堰	電動	伯耆町		
日野川	伯耆	中祖	鋼製	H=3.3m L=5.5m H=2.3m	2 門 3 門	電動	鳥取企業局		
日野川	伯耆	荘	鋼製	H=3.0m L=3.0m	1 門	手動 電動	中国電力		
日野川	伯耆	岸本	鋼製	H= 1.5m L= 2.5m	2 連	手動 電動	箕蚊屋土地 改良区		

○町内防災重点ため池

池名	大字等	天端 幅 (m)	堤高 (m)	堤頂 長 (m)	総貯水 量 (千 m3)	満水 面積 (km2)	受益面積 (一斉点検) (ha)	受益 面積 (台帳) (ha)	かん がい 戸数 (戸)	備考
荘溜池	荘	3	6.5	73	20	0.00729	5	5.0	26	
宝殿堤	金屋谷	3	3	95	3	0.0015	4	5.0	5	
大平溜池（上野溜池）	上野	4	7.6	185.7	4.8	0.0123	15	12.0	19	
大成池	丸山	2.5	4.7	131	37.6	0.0177	26	26.0	42	
福岡池	福岡原	3.4	6	212	100.8	0.0181	25	20.7	36	
番原池	番原	6.4	6.4	103	24	0.01	13	12.6	37	
清山池	清山	3	6.1	38	24	0.01	5	5.0	19	
熊谷上溜池	二部	3	6.75	54	2.5	0.0008	3	3.0	1	
原堤	金屋谷	2	3.1	140	17	0.0018	3	3.0	10	
別所池	口別所	3	3.4	66.3	13.6	0.005	2	2.0	11	
前田上池	小町 175	4	3.9	45.7	1	0.001	0.8	0.8		
井谷溜池	父原	6	23	72	52	0.01	0.51	5.0	0	
堤ノ上溜池（新溜池）	富江	3	4.8	43	2.5			3.0		
奥福園溜池	福園	4	2	30	9			4.0		
谷奥池	大内	6.7	3.4	41	7	0.0036	5	5.0	5	
熊谷中の堤	二部熊谷奥	2	4	7	3	0.0003		3.0		
荒神様池	須村							0.0		

○水防用資機材備蓄状況

水防倉庫		水防資材							水防器材											自動車				水防要員					
棟数	坪数	たわらははし 土のう	かます又はビニール	むしろ	なわ又はロープ	木材2m	鉄線	かすがい	掛矢	たこづち	なた	おの	がま	はし	のこ	イ	ワ	タ	ス	ゴ	とび口	投光器	乗用車	小型自動車	貨物自動車	特殊自動車	消防団	その他	計
1	14.5	1,500	520	20	210	15	50	50	10	7	8	7	13	8	9	210	7	50	9	6	2	4	2	4	144	—	144		

〔通信関係〕

○伯耆町防災行政無線一覧

1 移動系（IP無線）

連番	名称	配布先	S／N	S I M番号
1	ほうき本部 3	役場(本部)	H C 4 G-100251	020-2021-8160
2	ほうき本部 4	役場(本部)	H C 4 G-100252	020-1694-2643
3	ほうき本部 5	役場(本部)	H C 4 G-100253	020-1783-8938
4	ほうき団長	団長	H C 4 G-100254	020-1991-8248
5	ほうき副団長 1	副団長	H C 4 G-100255	020-2006-3241
6	ほうき副団長 2	副団長	H C 4 G-100256	020-1783-8928
7	ほうき 1-1(車)	車両(第 1 分団)	H C 4 G-100257	020-1996-3886
8	ほうき 1-2	第 1 分団分団長	H C 4 G-100258	020-2001-8214
9	ほうき 1-3	第 1 分団	H C 4 G-100259	020-1785-3250
10	ほうき 2-1(車)	車両(第 2 分団)	6 C 4 G-100260	020-1973-8106
11	ほうき 2-2	第 2 分団分団長	6 C 4 G-100261	020-2055-8290
12	ほうき 2-3	第 2 分団	6 C 4 G-100262	020-2001-8308
13	ほうき 3-1(車)	車両(第 3 分団)	6 C 4 G-100263	020-2001-7782
14	ほうき 3-2	第 3 分団分団長	6 C 4 G-100264	020-1973-6465
15	ほうき 3-3	第 3 分団	6 C 4 G-100265	020-1785-3305
16	ほうき 4-1(車)	車両(第 4 分団)	6 C 4 G-100266	020-1974-1609
17	ほうき 4-2	第 4 分団分団長	6 C 4 G-100267	020-1967-0560
18	ほうき 4-3	第 4 分団	6 C 4 G-100268	020-1974-3237
19	ほうき 5-1(車)	車両(第 5 分団)	6 C 4 G-100269	020-1992-0496
20	ほうき 5-2	第 5 分団分団長	6 C 4 G-100270	020-2022-4935
21	ほうき 5-3	第 5 分団	6 C 4 G-100271	020-1974-3577
22	ほうき 6-1(車)	車両(第 6 分団)	6 C 4 G-100272	020-1774-2581
23	ほうき 6-2	第 6 分団分団長	6 C 4 G-100273	020-1974-0122
24	ほうき 6-3	第 6 分団	6 C 4 G-100274	020-1974-1597
25	ほうき 7-1(車)	車両(第 7 分団)	6 C 4 G-100275	020-1785-3235
26	ほうき 7-2	第 7 分団分団長	6 C 4 G-100276	020-1777-6399
27	ほうき 7-3	第 7 分団	6 C 4 G-100277	020-1777-6818
28	ほうき 7-4	第 7 分団	6 C 4 G-100278	020-1785-3894

2 同報系

1 間地 2 二部 3 畑池 4 郷原 5 福岡 6 焼杉 7 福居 8 三部 9 宮原 10 大倉 11 大原 12 白水
 13 根雨原 14 古市 15 荘 16 上野 17 金屋谷 18 榊水 19 大滝 20 大坂 21 富江 22 添谷 23 末鎌 24 溝口
 25 丸山 26 番原 27 立岩 28 大殿 29 吉長

○災害時優先電話指定状況一覧

(令和3年3月末現在)

設置場所（機関）
溝口分庁舎（溝口）
溝口小学校（溝口）
溝口中学校（長山）
二部小学校（二部）
二部公民館（二部）
日光公民館（栃原）
岸本小学校（吉長）
八郷小学校（真野）
岸本中学校（吉長）
伯耆町長宅
伯耆町役場（町長室）（吉長）
伯耆町役場（吉長）
伯耆町役場（吉長）
伯耆町岸本保健福祉センター（大殿）
以上15回線

〔輸送・交通等〕

○建設機械等保有状況

所属課名	ダンプトラック		グレーダ	タイヤ ショベル	バックホウ	マイクロ バス
	大型	中型 ※準中型含む				
総務課		2			2	
地域整備課	1	7	2	8		
分庁総合窓口課						7
合計	1	9	2	8	2	7

○町有車両一覧

自動車登録番号		所管課	備考	車名	取得年月日
鳥取 う	480-536	企画課	F&S パル	スズキ アルト	2016. 8
鳥取 き	480-2008	岸本公民館		スズキ	2012. 5
鳥取 さ	100-4368	給食センター		マツダ	2006. 9
鳥取 さ	100-4389	給食センター		イスズ	2006. 9
鳥取 さ	100-7772	給食センター		エルフ	2014. 9
鳥取 え	480-2982	教育委員会		アクティバン	2009. 6
鳥取 け	480-4925	教育委員会		スズキ キャリー	2015. 12
鳥取 く	480-858	健康対策課		ハイゼットカーゴ	2013. 10
鳥取 え	480-9304	健康対策課		ホンダ	2010. 6
鳥取 さ	100-7691	産業課	堆肥センター	フォワード	2014. 7
鳥取 さ	400-9840	産業課	堆肥センター	イスズエルフトン	2004. 10
鳥取 せ	480-4613	産業課		ダイハツ	2022. 9
鳥取 す	100-2346	産業課	大滝放牧場	イスズ	2025. 2
鳥取 き	480-2000	産業課		スズキ	2012
	DAM352S	産業課	堆肥センター	デリカマニアスプレッタ 352	2009. 11
	SD2710D	産業課	堆肥センター	タカキタマニアスプレッタ 2710	2004. 10
	WS510A	産業課	堆肥センター	ミツビシホイローター	2004. 10
鳥取 さ	480-980	農業委員会		スズキキャリー	2018. 7
鳥取 ふ	500-9776	写真美術館		ホンダ(フィット)	2011. 7
鳥取 か	480-6043	商工観光課		スバル	2011. 6
鳥取 き	480-8148	生活相談室		スズキ エヴリィ	2013. 5
鳥取 す	480-4499	生活相談室		ダイハツ ハイゼット	2020. 11
鳥取 い	581-9643	生活相談室		ダイハツ タント	2025. 7
鳥取 そ	480-9089	生活相談室		ダイハツ ハイゼットカーゴ	2025. 7
鳥取 え	480-2981	税務室		アクティバン	2009. 6
鳥取 そ	480-848	地籍調査室		ハイゼットカーゴ	2023. 11
伯耆町い	-224	総合スポーツ公園		トウコウ	2010. 7
鳥取 あ	480-7096	総合スポーツ公園		スバル	2005. 11
鳥取 た	480-1082	総合スポーツ公園		ダイハツハイゼットカーゴ	2025. 12
鳥取 に	300-1372	総務課		トヨタプリウス PHV	2012. 8
鳥取 な	300-4088	総務課		トヨタプリウス	2011. 8
鳥取 め	500-2290	総務課		ニッサン セレナ	2015. 9
鳥取 む	500-2812	総務課		ホンダ フィットハイブリッド	2014. 9
鳥取 さ	800-8532	総務課	リース車	イスズ	2020. 3
鳥取 さ	800-9937	総務課	リース車	イスズ	2025. 3
鳥取 さ	800-1414	総務課		ダイ	2001. 3
鳥取 さ	800-5373	総務課		ヒノ	2010. 2
鳥取 さ	800-6000	総務課		ヒノ	2012. 2
鳥取 さ	800-6646	総務課		ヒノ	2014. 3
鳥取 さ	800-6912	総務課		ヒノ デュトロ	2015. 1
鳥取 さ	800-7223	総務課		フォレスター	2015. 12
鳥取 さ	800-7340	総務課		イスズ	2016. 3

自動車登録番号		所管課	備考	車名	取得年月日
鳥取 あ	880-200	総務課		ハイゼットカーゴ	2008. 2
鳥取 せ	400-8912	総務課		ミツビシ	2022. 3
鳥取 せ	400-8913	総務課		ミツビシ	2022. 3
	6G639	総務課		ショベル	2022. 3
	6G640	総務課		ショベル	2022. 3
鳥取 る	000-486	環境整備室		キャタピラー	2013. 3
鳥取 も	00-0780	環境整備室		コマツ	1991. 11
鳥 も	00-854	環境整備室		ミツビシ	1993. 10
鳥取 さ	100-5737	環境整備室		2トン キャンター	2009. 9
鳥取 す	100-53	環境整備室		ヒノ	2019. 11
鳥取 せ	11-8738	環境整備室		フソキャンター	1997. 10
鳥取 あ	41-2581	環境整備室		ミニキャブトラック	2000. 8
鳥取 る	000-124	環境整備室		コマツクレータ	2020. 10
鳥取 る	000-758	環境整備室		ショベルロータ (トヨタ)	2020. 11
鳥取 る	000-759	環境整備室		ショベルロータ (トヨタ)	2020. 11
鳥取 な	50-9081	環境整備室	こしき貸出	タウンボックス	2000. 4
鳥取 さ	480 - 5958	環境整備室		スズキ	2019. 5
鳥取 い	480-2664	環境整備室		スバルサンバー	2006. 8
鳥取 さ	800-8287	環境整備室		ミツビシ	2019. 12
鳥取 す	100-543	環境整備室		イスダンプ	2020. 11
鳥取 す	100-2299	環境整備室		デュトロダンプ	2024. 12
鳥取 ゆ	88-682	環境整備室		ミツビシジョセツトラック	1996. 10
伯耆町い	599	環境整備室		コマツ	2021. 11
伯耆町い	648	環境整備室		コマツ	2023. 2
鳥取 ほ	300-7362	環境整備室		スバル フォレスター	2022. 9
鳥取 る	000-944	環境整備室		キャタピラー	2024. 6
鳥取 は	800-133	環境整備室		イスダトラックレーダー	2025. 9
鳥取 る	000-1011	環境整備室		コマツ ショベルロータ	2025. 10
鳥取 つ	580-345	上下水道室		ジムニー	2013. 6
鳥取 さ	800-1825	上下水道室	給水車	ミツビシ	2001. 10
鳥取 さ	800-8248	上下水道室	給水車	ヒノ	2019. 3
鳥取 あ	880-851	上下水道室		ダイハツハイゼット	2017. 8
鳥取 さ	480-6205	上下水道室		ダイハツ	2019. 6
鳥取 こ	480-5607	福祉課		ハイゼットカーゴ	2017. 9
鳥取 か	480-8122	福祉課		ダイハツハイゼット	2011. 10
鳥取 ち	580-8929	福祉課		ワゴンR	2013. 5
鳥取 た	580-751	文化センター		スズキ ジムニー	2012. 6
鳥取 さ	200-820	分庁総合窓口課		リエッセII	2018. 11
鳥取 さ	200-499	分庁総合窓口課		ヒノ リエッセ	2009. 12
鳥取 さ	200-84	分庁総合窓口課		メルファ	2007. 9
鳥取 く	480-5913	分庁総合窓口課	リース車	ハイゼット	2014. 7
鳥取 ほ	500-485	分庁総合窓口課		ニッサン	2011. 7
鳥取 は	500-9551	分庁総合窓口課		マツダ デミオ	2009. 8
鳥取 ひ	500-9801	分庁総合窓口課		スズキ	2010. 7
鳥取 ね	580-3290	分庁総合窓口課		エスボックス	2016. 6
鳥取 つ	580-1827	分庁総合窓口課		エフ・リイワゴン	2013. 7
鳥取 さ	200-607	分庁総合窓口課		リエッセ	2013. 9
鳥取 さ	200-690	分庁総合窓口課		トヨタ ハイース コミューター	2016. 3
鳥取 さ	200-717	分庁総合窓口課		ローザ	2016. 9
鳥取 さ	200-805	分庁総合窓口課		ローザ	2018. 9
鳥取 さ	200-897	分庁総合窓口課		ミツビシローザ	2021. 3
鳥取 ゆ	580-8905	分庁総合窓口課		N-BOX	2023. 8
鳥取 さ	200-718	分庁総合窓口課		ローザ	2016. 9
鳥取 さ	430-8931	町づくり推進室	放送センター	トヨタ	2009. 12
鳥取 か	480-8121	町づくり推進室	日光公民館	ダイハツハイゼット	2011. 10
鳥取 き	480-8662	町づくり推進室	二部公民館	エブリイ	2013. 6
鳥取 き	480-8663	町づくり推進室	有線テレビ放送	エブリイ	2013. 6

自動車登録番号		所管課	備考	車名	取得年月日
鳥取 ひ	500-8145	町づくり推進室		デミオ	2010.5

〇ヘリコプター離着陸可能場所一覧

令和7年2月現在

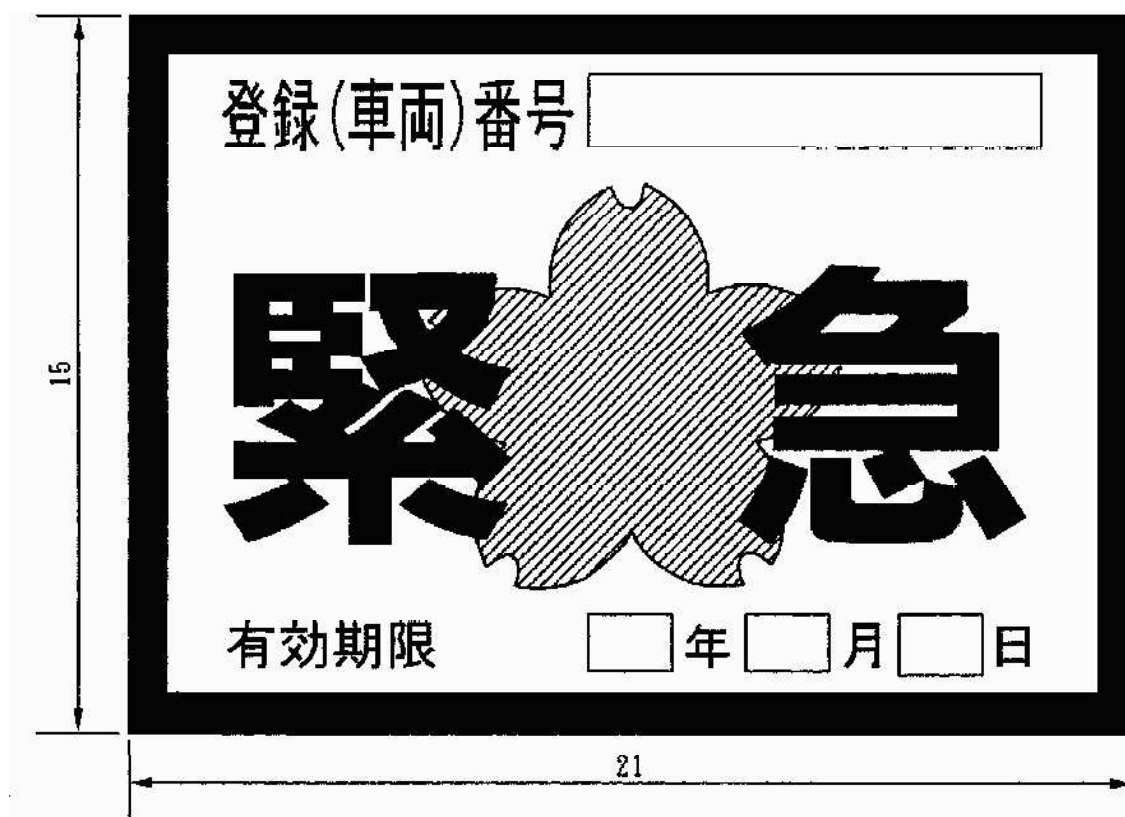
名称	所在地	座標		敷地寸法 (m)	連絡先		駐機可数	避難指定
伯耆町総合スポーツ公園	大原1006-3	N35° 23′ 4.2″	E133° 27′ 28.2″	100×92	伯耆町総務課	0859-68-3111	4	有
岸本中学校	吉長90-1	N35° 23′ 19.8″	E133° 24′ 12.6″	69×94	伯耆町総務課	0859-68-3111	2	有
溝口小学校	溝口309	N35° 20′ 36″	E133° 26′ 9.6″	61×61	伯耆町総務課	0859-68-3111	1	有
溝口中学校	長山481	N35° 20′ 48.6″	E133° 26′ 17.4″	113×96	伯耆町総務課	0859-68-3111	1	有
日光農村広場（旧日光小学校）	栃原28-1	N35° 20′ 3.6″	E133° 30′ 24.6″	76×102	伯耆町総務課	0859-68-3111	2	有
榎水原第2駐車場	岩立	N35° 22′ 7.2″	E133° 30′ 46.8″	97×30	山陰地区自然 保護事務所	0859-34-9331	1	無
コカ・コーラボトラーツジャパ ン（株）大山工場	金屋谷306-1	N35° 21′ 51.6″	E133° 27′ 7.4″	83×42	伯耆町総務課	0859-68-3111	1	無
メルキュール鳥取大山リゾー ト&スパ	丸山中祖1647-13	N35° 23′ 24″	E133° 28′ 40.2″	40×68	メルキュール鳥 取大山リゾート &スパ	0859-68-2333	-	無
日光農村広場上空地	栃原28-11	N35° 20′ 5″	E133° 30′ 27″	46×38	伯耆町総務課	0859-68-3111	1	無

○緊急通行車両確認申出書

年 月 日 鳥取県知事 様 緊急通行車両確認申出書 申出者 住所 氏名		
番号標に表示されている 番号		
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあっては、輸 送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又は名称	
緊急連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

○緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○緊急通行車両確認証明書

第 号	
年 月 日	
緊急通行車両確認証明書	
鳥 取 県 知 事 印	
鳥取県 総合事務所長 印	
番号標に表示されている 番号	
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名 又は名称
有 効 期 限	
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

○緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書

年 月 日 鳥取県知事 様 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 申出者 住所 氏名	
番号標に表示されている 番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

○緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書

年 月 日 鳥取県知事 様 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書 申出者 住所 氏名	
番号標に表示されている 番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

〔条 例 等〕

○伯耆町防災会議条例

平成17年 1 月 1 日

条例第12号

改正 平成24年12月20日条例第19号

令和元年12月19日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、伯耆町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、水防計画その他水防に関する重要な事項の調査及び審議を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 1人
 - (2) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (3) 町を所轄する警察署長
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 3人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者 1人
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 2人以内
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月19日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(伯耆町水防協議会条例の廃止)

2 伯耆町水防協議会条例（平成17年伯耆町条例第14号）は、廃止する。

○伯耆町災害対策本部条例

平成17年 1 月 1 日

条 例 第 13 号

改正 平成24年12月20日条例第19号

平成27年 3 月30日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項及び新型インフルエンザ等再作特別措置法（平成24年法律第31号）第37条において読み替えて準用する同法第26条の規定に基づき、伯耆町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月30日条例第11号） この条例は公布の日から施行する。

○鳥取県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 令和 7 年規則第38号

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。

イ 避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とする。ただし、これらの既存建物を得ることができないときは、野外にコンテナハウス、トレーラーハウスその他の居住性が確保された施設若しくは車両を設置し、テントを設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、1人1日当たり360円以内とする。

(ア) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費

(イ) 消耗器材費

(ウ) 建物の使用謝金

(エ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費

(オ) 光熱水費

(カ) 仮設便所等の設置費

エ 法第2条第2項に基づき、福祉避難所(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。以下同じ。)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費をウの金額に加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設することができる期間は、法第4条第1項第1号の避難所にあつては災害発生の日から7日以内、同条第2項の避難所にあつては法第2条第2項の規定による救助を開始した日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設型応急住宅(建設して供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。)又は賃貸型応急住宅(民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。)の供与その他適切な方法により供与する。

イ 建設型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。

(ア) 設置に当たっては、公有地の利用を原則とする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(イ) 福祉仮設住宅(高齢者、障がい者その他日常生活において特別な配慮を必要とする複数の者に供与する施設であつて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の

2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有するものをいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。

- (ウ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とする。
 - (エ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。
 - (オ) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の完成の日から2年以内とする。
 - (カ) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した建設型応急住宅の戸数が、おおむね50戸以上である場合にあっては居住者の集会等に利用するための施設を、50戸未満の場合にあっては戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。
 - (キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出することができる費用は、その地域における通常の実費とする。
- ウ 賃貸型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。
- (ア) 1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(ウ)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、その地域の実情に応じて知事が別に定める額とする。
 - (イ) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
 - (ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、賃貸型応急住宅の供与の日から2年以内とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,390円以内とする。
- エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

- ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。
- ウ 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は毀損したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 20,300	円 26,100	円 38,700	円 46,200	円 58,500	円 8,500
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円 33,700	円 43,500	円 60,600	円 70,900	円 89,300	円 12,300

備考 季別は、災害発生の日をもって決定する。

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 6,700	円 8,900	円 13,400	円 16,300	円 20,500	円 2,900
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円 10,700	円 14,000	円 19,900	円 23,600	円 29,800	円 3,900

備考 季別は、災害発生の日をもって決定する。

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 災害のため医療のみちを失った者に対し、応急的な医療処置を行う。

イ 医療は、救護班(法第 7 条の規定により従事命令を受けた医師、看護師等で構成する救護班又は法第 16 条の規定により知事から委託を受け、医療業務に従事する日本赤十字社の救護班をいう。以下同じ。)によって行う。ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲内の施術を含む。)を行うことができる。

ウ 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出することができる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所(施術者を除く。)による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療が実施することができる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(2) 助産

ア 災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対し助産を行う。

イ 助産は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。

エ 助産を実施することができる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出(搜索を含む。以下同じ。)は、災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

(2) 被災者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

6 福祉サービスの提供

- (1) 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者(以下「災害時要配慮者」という。)に対し、応急的に福祉サービスの提供を行う。
- (2) 福祉サービスの提供は、知事又は災害発生市町村等の長からの要請を受けて行うものとする。
- (3) 福祉サービスの提供は、次に掲げる事項の範囲内において行う。
 - ア 災害時要配慮者に関する情報の把握
 - イ 災害時要配慮者からの相談対応
 - ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
 - エ 災害時要配慮者の避難所への誘導
 - オ 福祉避難所の設置(法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。)
- (4) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号アからエまでに掲げる場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号オに掲げる場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。
- (5) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

7 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理のうち、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、次に掲げるところにより行う。
 - ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。
 - イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。
 - ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- (2) 住宅の応急修理のうち、日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次に掲げるところにより行う。
 - ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
 - イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - (ア) 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 739,000円
 - (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円
 - ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)に完了するものとする。

8 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なう。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実であって、具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。
- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸付けをすることができる金額は、次の額以内とする。
 - ア 生業費 一件当たり 30,000 円
 - イ 就職支度費 一件当たり 15,000 円
- (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付する。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

9 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損したこと等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。
 - ア 教科書代
 - (ア) 小学校児童及び中学校生徒
教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (イ) 高等学校等生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - イ 文房具及び通学用品費
 - 小学校児童 1人当たり 5,500 円
 - 中学校生徒 1人当たり 5,800 円
 - 高等学校等生徒 1人当たり 6,300 円

- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

10 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行う。
- (2) 埋葬は、次に掲げる事項及び品目の範囲内において原則として現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。
- ア 棺(附属品を含む。)
- イ 埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む。)
- ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人232,200円以内、小人185,700円以内とする。
- (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

11 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。
- (2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

12 死体の処理

- (1) 災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。
- (2) 死体の処理は、次に掲げる事項の範囲内において行う。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 死体の一時保存
- ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。
- (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,700円
- イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり5,900円(ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額)
- ウ 検案が救護班によることができない場合は、その地域の慣行料金の額
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

13 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市

町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が143,900円以内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

14 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

(1) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げる救助に必要な範囲とする。

- ア 被災者(法第4条第2項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 福祉サービスの提供
- オ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- カ 死体の搜索
- キ 死体の処理
- ク 救済用物資の整理配分

(2) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用のため支出することができる費用は、その地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、(1)に掲げる救助の実施が認められる期間以内とする。

別表第2(第13条関係)

(昭40規則44・全改、昭43規則69・昭44規則68・昭45規則89・昭46規則72・昭47規則66・昭48規則52・昭49規則48・昭49規則72・昭50規則55・昭51規則56・昭52規則63・昭53規則50・昭54規則55・昭55規則38・昭56規則72・昭57規則54・昭59規則57・昭60規則51・昭61規則61・昭62規則50・昭63規則47・平元規則57・平2規則43・平3規則56・平5規則1・平5規則62・平6規則74・平7規則84・平9規則54・平10規則37・平12規則95・平14規則3・平15規則65・平16規則52・平26規則47・平27規則34・平28規則18・平30規則4・平30規則57・令3規則42・令7規則38・一部改正)

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

日当は、救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員の給与等を考慮して知事が別に定める額を支給する。

(2) 時間外勤務手当

午後5時から翌日の午前8時までの間に救助に関する業務に従事したときは、1時間につき、勤務1時間当たりの給与額(日当を7.75で除した額をいう。)に、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第13条第1項に規定する割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(3) 旅費

旅行をするときは、職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の適用を受ける職員の例により算出した額の旅費を支給する。

2 令第4条第6号から第11号までに規定する者

業者、経営者及び事業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算して得た額とする。

〔協 定〕

○協定一覧

No.	協定等名称	協定締結先	協定締結日	備考
1	災害時の相互応援に関する協定書	鳥取県、鳥取県内の市町村	平成8年3月29日	
2	災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書	鳥取県内西部地区市町村、鳥取県企業局西部事務所、社団法人鳥取県管工事業協会西部支部	平成13年11月19日	
3	鳥取県西部広域消防協定書	鳥取県西部広域行政管理組合、米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町	平成17年5月1日	
4	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	鳥取県内市町村、鳥取県、社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部	平成17年6月13日	
5	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	中国電力株式会社米子営業所	平成17年12月8日	
6	緊急事態における隊友会の協力に関する協定	鳥取県、鳥取県内市町村、社団法人隊友会鳥取県隊友会	平成18年3月28日	
7	災害時における生活関連物資の調達に関する協定書	コカ・コーラウエストジャパン株式会社	平成19年5月10日	
8	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書	鳥取県、鳥取県内市町村、特定非営利活動法人日本レスキュー協会	平成20年10月20日	
9	災害等発生時における水の供給及び施設の使用に関する細目協定	鳥取県、コカ・コーラウエスト株式会社	平成21年6月11日	
10	災害等発生時における飛行場外離発着場利用に関する協定書	コカ・コーラウエスト株式会社	平成21年6月11日	
11	災害時における応急対策業務等に関する基本協定書	伯耆町建設業協議会	平成22年4月1日	
12	豪雪時における除雪作業等に関する基本協定書	大和リース株式会社山陰営業所	平成23年2月7日	
13	災害時における生活関連物資の調達に関する協定書	株式会社ジュンテンドー	平成23年2月7日	
14	災害時における生活関連物資の調達に関する協定書	株式会社フーズマーケットホック	平成23年2月7日	
15	行方不明者の捜索における消防団相互派遣協定書	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町	平成23年6月1日	
16	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局長	平成23年7月1日	
17	災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書	鳥取県生活協同組合	平成24年10月15日	
18	災害時における避難所等としての使用に関する協定	鳥取西部農業協同組合	平成24年11月28日	
19	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	鳥取県内の市町村、鳥取県、山陰E L Vリサイクル協議会	平成25年3月26日	
20	災害時における物資供給に関する協定書に関する協定書	N P O法人コメリ災害対策センター	平成25年8月15日	
21	特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定書	鳥取県及び西日本電信電話株式会社	平成25年9月30日	
22	災害等発生時相互協力に関する協定	鳥取県、鳥取県内の市町村、西日本旅客鉄道株式会社米子支社	平成25年12月3日	

No.	協定等名称	協定締結先	協定締結日	備考
23	緊急用L Pガスの調達に関する協定書	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町、一般社団法人鳥取県L Pガス協会西部支部	平成 26 年 5 月 30 日	
24	災害発生時における農業集落排水施設の復旧支援に関する協定書	鳥取県土地改良団体連合会	平成 26 年 10 月 15 日	
25	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町、一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会	平成 27 年 7 月 8 日	
26	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会	平成 29 年 5 月 29 日	
27	大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書	日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町、鳥取県環境整備事業協同組合	平成 29 年 7 月 21 日	
28	伯耆町と日本郵便株式会社伯耆町内郵便局との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社伯耆町内郵便局	令和 2 年 8 月 19 日	
29	災害時における G72BOX 受入備蓄(受援・支援) 保管に関する協定書	株式会社ミューチュアル・エイド・セオリー	令和 8 年 2 月 27 日	

○災害時の相互応援に関する協定書

鳥取県（以下「県」という。）及び鳥取県内の市町村は、鳥取県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応急要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下単に「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、その物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職種別人員
 - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、施設の規模
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の要請があったものとみなす。
- 3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。
- 4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、鳥取県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書40通を作成し、各自が記名・押印をして、各自1通を所持する。

平成8年3月29日

鳥 取 県 知 事	西 尾 邑 次
鳥 取 市 長	西 尾 迢 富
米 子 市 長	森 田 隆 朝
倉 吉 市 長	早 川 芳 忠
境 港 市 長	黒 見 哲 夫
国 府 町 長	木 村 肇
岩 美 町 長	澤 徳次郎
福 部 村 長	村 田 梅 雄
郡 家 町 長	和 田 哲 也
船 岡 町 長	谷 口 弘 幸
河 原 町 長	右 近 利 夫
八 東 町 長	山 根 君太郎
若 桜 町 長	盛 田 可 男
用 瀬 町 長	池 本 茂 晴
佐 治 村 長	下 石 義 忠
智 頭 町 長	久 本 温 彦
気 高 町 長	森 本 成 人
鹿 野 町 長	川 瀬 保 男
青 谷 町 長	姫 田 員 新
羽 合 町 長	井 上 正 直
泊 村 長	宮 脇 洋 一
東 郷 町 長	前 田 正 恭
三 朝 町 長	安 田 真一郎
関 金 町 長	竹 田 哲 男
北 条 町 長	宇田川 義 徳
大 栄 町 長	前 田 八 郎

東	伯	町	長	米	田	義	人
赤	碕	町	長	中	井		勲
西	伯	町	長	坂	本	昭	文
会	見	町	長	宇	田		学
岸	本	町	長	野	口	辰	猪
日	吉	津	村	益	田	信	夫
淀	江	町	長	森	本	和	夫
大	山	町	長	門	脇		正
名	和	町	長	林	原	茂	樹
中	山	町	長	下	池	忠	正
日	南	町	長	岸		郁	男
日	野	町	長	生	田	秀	正
江	府	町	長	福	田	正	臣
溝	口	町	長	下	村	道	也

○災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書

鳥取県内西部地区市町村（以下「甲」という。）、鳥取県企業局西部事務所（以下「乙」という。）及び社団法人鳥取県管工事業協会西部支部（以下「丙」という。）は、地震、風災害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はそのおそれがある場合の水道及び工業用水道の応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等について、甲及び乙が丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定は、西部地区市町村で発生する災害のうち、次に定めるものを対象とする。

- （1） 震度5以上の地震及びその他の大規模な災害
- （2） その他前号と同程度の災害で、甲及び乙が丙の協力が必要であると認めたもの

（対策本部）

第3条 この協定により応急対策業務等を行う場合、対策本部は米子市水道局内に設置する。

（応急対策業務等の内容）

第4条 甲及び乙が丙に協力を要請する応急対策業務等は、次のとおりとする。

- （1） 水道及び工業用水道施設の応急復旧作業
- （2） 水道及び工業用水道施設の工事を指示及び指導できる者の派遣
- （3） 緊急を要する水道及び工業用水道用資機材等の調達及び輸送

（応急対策業務等協力会社）

第5条 丙は、所属会員の中から、応急対策業務等に対して協力をすべき会社（以下「協力会社」という。）の名簿、連絡先等を取りまとめ、協定締結後、速やかに別紙様式1により甲及び乙に提出するものとする。

（待機）

第6条 対象災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲及び乙は、丙及び協力会社に待機を要請することを原則とする。

- 2 丙及び協力会社は、前項の規定により待機の要請があった場合及び自ら対象災害の発生を知り得た場合は、甲及び乙から出動要請又は待機解除の連絡があるまでの間、待機するよう努めるものとする。
- 3 対象災害が発生した後、出動要請の必要なくなった場合には、甲及び乙は、速やかに丙及び協力会社に対し、待機を解除する旨を連絡するものとする。

（出動要請）

第7条 甲及び乙は、対象災害が発生した場合であって、丙の所属会員が所有する水道及び工業用水道用資機材等の出動が必要と認めるときは、協力会社の中から、応急対策業務等を施工する会社（以下「施工会社」という。）を決定し、当該施工会社に対して次に掲げる事項を明らかにして、水道及び工業用水道用資機材等応援要請書（別紙様式2）により出動を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話により出動を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする水道及び工業用水道用資機材等の種類、数量及び人員
- (3) 応援を必要とする日時及び場所
- (4) 現場担当職員
- (5) その他必要な事項

2 前項ただし書の場合において、甲及び乙は、後日施工会社に対し出動要請の文書を提出するものとする。

(応急対策業務等の実施)

第8条 施工会社は、出動要請があったときは、甲及び乙の指示に従い、速やかに応急対策業務等の着手に努めるものとする。

2 応急対策業務等に係る現場の指揮は、前条第1項第4号の現場担当職員が行うものとする。ただし、当該職員が現場を指揮できない場合は、当該職員は、公的機関の職員又は当該施工会社の職員の中から代行者を指名できるものとする。

3 施工会社は、業務に当たっては、二次災害が発生しないよう十分留意するものとする。

(報告)

第9条 施工会社は、応急対策業務等を実施した場合には、次に掲げる事項を明らかにして、丙を経由して甲及び乙に水道及び工業用水道用資機材等従事報告書（別紙様式3）により報告するものとする。

- (1) 業務に従事した水道及び工業用水道用資機材等の種類、数量及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第10条 応急対策業務等に要する費用は、応急対策業務等を受けた甲又は乙が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定する。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務等により生じた損害については、原則として甲又は乙が負担するものとする。ただし、施工会社の責に帰すべき事由により生じた損害については、施工会社が負担するものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、原則甲及び乙が補償する。

(連絡体制)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

(効力)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の60日前までに、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定終了の意思表示をしない限

り、更に2年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年11月19日

甲	米子市加茂町1丁目1番地	米子市長	森田 隆朝
	境港市上道町3,000番地	境港市長	黒見 哲夫
	西伯郡日吉津村日吉津872番地15	日吉津村長	益田 信夫
	西伯郡西伯町法勝寺377番地1	西伯町長	坂本 昭文
	西伯郡会見町天萬558番地	会見町長	三鴨 英輔
	西伯郡岸本町吉長37番地3	岸本町長	河合 勝
	西伯郡淀江町西原1,129番地1	淀江町長	田口 勝蔵
	西伯郡大山町国信550番地1	大山町長	黒田 隆弘
	西伯郡名和町御来屋328番地	名和町長	山口 隆之
	西伯郡中山町赤坂66番地	中山町長	下池 忠正
	日野郡日南町生山619番地	日南町長	矢田 治美
	日野郡日野町根雨101番地	日野町長	生田 秀正
	日野郡江府町江尾475番地	江府町長	福田 正臣
	日野郡溝口町溝口647番地	溝口町長	住田 圭成
乙	鳥取市東町1丁目271番地		
	鳥取県企業局		
	局長 青木 昭光		
丙	米子市西福原5丁目9番地59		
	社団法人 鳥取県管工事業協会西部支部		
	支部長 持田 光雄		

(様式 1)

応急対策業務 協力会社名簿

平成 年 月 日 提出

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
	配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンブトラック	ユニットトラック	転圧機	
	数量	名	台	m ³	台	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
	配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンブトラック	ユニットトラック	転圧機	
	数量	名	台	m ³	台	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
	配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンブトラック	ユニットトラック	転圧機	
	数量	名	台	m ³	台	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
	配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンブトラック	ユニットトラック	転圧機	
	数量	名	台	m ³	台	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
	配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンブトラック	ユニットトラック	転圧機	
	数量	名	台	m ³	台	台	台	台

(様式 2)

応 援 要 請

平成 年 月 日 時 分

宛先 米子市水道局

要請町村名_____

災害復旧班出動要請（お願い）

災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務に関する基本協定書により、直ちに災害復旧班の出動を要請します。

- ①復旧要請場所 _____
- ②災害発生状況 _____
- ③必要資機材 _____

(様式 3)

応急対策業務 出勤日報

年 月 日 曜日

会社名

職種	出勤者氏名	出勤時間
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～

持ち込み機械

○鳥取県西部広域消防協定書

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）と米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「市町村」という。）とは、その行政区域において、消防の責務を十分に果たすために、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、組合消防局と市町村との間における消防活動に関し必要な事項を定めることにより、行政区域内における消防活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

（消防水利の整備）

第2条 市町村は、組合消防局と協議して定める消防水利計画に基づき、それぞれの市町村の区域内における消防水利の整備を図るものとする。

（消防活動における指揮）

第3条 市町村の消防団は、組合消防局長又は消防署長の所轄のもとに行動するものとする。

（消防団の出場）

第4条 市町村の消防団は、組合消防局長が市町村の消防団長と協議して定める消防団火災出場計画に基づいて出場するものとする。

（経費の負担）

第5条 消防団の当該市町村の行政区域外の出場（以下「応援出場」という。）に係る経費は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

（1）消防団員の公務災害補償及び諸手当並びに消防団の機械器具等の修理費は、応援出場した市町村の負担とする。

（2）火災現場において使用した消火薬液、補給燃料及び食糧の支給等に要した経費は受援した当該市町村の負担とする。

2 火災又は救急事故現場における一般協力者（消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項、第29条第5項及び第35条の7第1項）に対する損害補償は、当該火災又は救急事故が発生した当該市町村が当該市町村で定める条例に基づいて行い、同条例に規定する費用以外の費用負担については、組合と当該市町村とが協議して定めるものとする。

3 消防法第29条第3項に定める損失補償は、組合の負担とする。

（水防活動）

第6条 水防に関しては、災害が発生した地域の当該市町村が主体となって防除活動を行うものとする。

2 組合消防局は、水防に関しては、主として通信連絡の確保、情報収集、警戒区域の設定、救助活動、救急業務及び二次災害の予防活動を行うものとする。

3 水防に関しては、市町村長の要請により、組合消防局長は、必要に応じて消防職員を災害現場に派遣し防除活動に従事させることができる。この場合において、組合消防局長は市町村にその旨通報するものとする。

（施行期日等）

第7条 この協定は、平成17年5月1日から施行する。

2 鳥取県西部広域消防協定（昭和54年9月27日締結）は、この協定の施行日の前日をもって効力

を失するものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、組合消防局長と市町村消防団長とが協議して定めることができる。

この協定の締結を証するため、組合管理者及び市町村長は、記名押印の上、各自本書1通を保有するものとする。

平成17年5月1日

鳥取県西部広域行政管理組合	野	坂	康	夫
管理者 米子市長				
米子市長	野	坂	康	夫
境港市長	中	村	勝	治
日吉津村長	石			操
大山町長	山	口	隆	之
南部町長	坂	本	昭	文
伯耆町長	住	田	圭	成
日南町長	矢	田	治	美
日野町長	梅	林		豊
江府町長	竹	内	敏	朗

鳥取県西部広域消防協定の細目に関する確認書

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）と米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「市町村」という。）とは、その行政区域において、消防の責務を十分に果たすために、次のとおり確認する。

(目的)

第1条 この細目は、鳥取県西部広域消防協定書（平成17年5月1日締結。以下「協定」という。）第8条に基づき協定の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

(消防水利の整備)

第2条 消防団長は、消防水利計画の実施にあたって消防水利が確保されるよう努力する。

2 消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の消防水利の指定については、市町村と組合消防局長とが協議し、消防局長が指定する。

(消防活動における指揮)

第3条 組合消防局が現場本部を開設した場合には、関係消防団長は、現場本部に参集し、円滑な消防活動が実施できるよう現場本部員として行動する。

2 現場本部を開設するまでの間、鳥取県西部広域行政管理組合消防局警防規程（昭和53年鳥取県西部広域行政管理組合消防本部訓令第1号）に定める現場最高指揮者となる消防職員は、消防部隊の指揮、消防活動を関係消防団長と協議して実施する。

3 応援のため現場に到着した消防団は、現場最高指揮者の指揮の下に行動する。

(消防団の出場)

第4条 協定第4条の消防団火災出場計画は、別紙のとおりとする。

2 消防団火災出場計画の第2出場以降の出場については、組合消防局の出場要請で出場するものとする。

3 市町村長は、当該市町村の行政区域外の出場の必要を認め消防団を出場させた場合は、その旨を組合消防局に通報するものとする。

(山林火災)

第5条 山林火災については、組合消防局、関係消防団及び地元住民は、特に連絡を密にして火災防ぎよにあたなければならない。

(火災等災害の通報)

第6条 市町村は、火災等災害の発生について、自ら覚知し、又は組合消防局以外から通報を受けたときは、直ちに組合消防局に通報しなければならない。

2 組合消防局は、火災等災害の発生について、自ら覚知し、又は他から通報を受けたときは、当該火災等発生地域の市町村に通報しなければならない。

(火災予防)

第7条 組合行政区域内の火災予防に関する事項は、組合消防局が主体となって市町村と協議し、相互協力して実施するものとする。

(施行期日等)

第8条 この細則は、平成17年5月1日から施行する。

2 鳥取県西部広域消防協定に関する細目取極め(昭和54年9月27日締結)は、この協定の施行より前をもって効力を失するものとする。

以上の細目の確認を証するため、組合消防局長及び市町村消防団長は、記名押印の上、各自本書1通を保有するものとする。

平成17年5月1日

鳥取県西部広域行政行政管理組合
消防局長

中 田 正 男

米子市消防団長

奥 田 山 治

境港市消防団長

奈良井 章

日吉津村消防団長

立 脇 賢 二

大山町消防団長

薄 田 敏 夫

南部町消防団長

井 上 清

伯耆町消防団長

南 葉 正 明

日南町消防団長

森 川 芳 明

日野町消防団長

宮 脇 光 男

江府町消防団長

大 岩 泰 彦

米子市消防団火災出場計画

別紙 1 の 1

		米		子		市		No. 1		
		中部ブロック 1 (米子市街地)								
		明道地区		啓成地区		就將地区		義方地区		
消防団火災出場区分	第 1 出場	覚 知	明道消防団 (地元消防団)	1	啓成消防団 (地元消防団)	1	就將消防団 (地元消防団)	1	義方消防団 (地元消防団)	1
			啓成消防団	1	義方消防団	1	明道消防団	1	就將消防団	1
			就將消防団	1	明道消防団	1	啓成消防団	1	明道消防団	1
			義方消防団	1	就將消防団	1	義方消防団	1	啓成消防団	1
	第 2 出場	要 請	車尾消防団	1	車尾消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1
			成実消防団	1	福米東消防団	1	成実消防団	1	加茂消防団	1
	第 3 出場	要 請	福生東消防団	1	福生西消防団	1	加茂消防団	1	福米西消防団	1
			五千石消防団	1	福生東消防団	1	尚徳消防団	1	河崎消防団	1
			福米西消防団	1	福米西消防団	1	福生東消防団	1	福生東消防団	1
			福米東消防団	1	加茂消防団	1	福生西消防団	1	福生西消防団	1
第 4 出場	要 請	福生西消防団	1	住吉消防団	1	福米東消防団	1	福米東消防団	1	
		加茂消防団	1	河崎消防団	1	福米西消防団	1	車尾消防団	1	
		住吉消防団	1	巖消防団	1	河崎消防団	1	夜見消防団	1	
		河崎消防団	1	春日消防団	1	車尾消防団	1	彦名消防団	1	
第 4 出場	要 請	米子市消防団	13	米子市消防団	13	米子市消防団	13	米子市消防団	13	
		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		

1の2

		米		子		市		No. 2	
		中部ブロック 2							
		車尾地区		福生東地区		福生西地区		福米東地区	
消防団火災出場区分	第1 出場	車尾消防団 (地元消防団)	1	福生東消防団 (地元消防団)	1	福生西消防団 (地元消防団)	1	福米東消防団 (地元消防団)	1
	覚 知	福生東消防団	1	福生西消防団	1	福米西消防団	1	車尾消防団	1
	第2 出場	福米東消防団	1	車尾消防団	1	福生東消防団	1	福生西消防団	1
		福生西消防団	1	福米東消防団	1	車尾消防団	1	福米西消防団	1
	第3 出場	福米西消防団	1	福米西消防団	1	福米東消防団	1	福生東消防団	1
		加茂消防団	1	加茂消防団	1	加茂消防団	1	加茂消防団	1
		住吉消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1
		河崎消防団	1	河崎消防団	1	河崎消防団	1	河崎消防団	1
	第4 出場	五千石消防団	1	巖消防団	1	尚徳消防団	1	成美消防団	1
		巖消防団	1	春日消防団	1	五千石消防団	1	夜見消防団	1
		米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17
		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団	

103

米 子 市			No. 3								
中部ブロック 3											
福米西地区			河崎地区								
加茂地区			住吉地区								
消防団火災出場区分	第1 出場	覚 知	1	福米西消防団（地元消防団）	1	加茂消防団（地元消防団）	1	河崎消防団（地元消防団）	1	住吉消防団（地元消防団）	1
			1	福米東消防団	1	河崎消防団	1	住吉消防団	1	加茂消防団	1
	第2 出場	要 請	1	福生東消防団	1	住吉消防団	1	加茂消防団	1	河崎消防団	1
			1	福生西消防団	1	福米西消防団	1	福米西消防団	1	福米東消防団	1
	第3 出場	要 請	1	車尾消防団	1	福生東消防団	1	福生東消防団	1	福生東消防団	1
			1	加茂消防団	1	福生西消防団	1	福生西消防団	1	福生西消防団	1
			1	住吉消防団	1	福米東消防団	1	福米東消防団	1	福米西消防団	1
			1	河崎消防団	1	車尾消防団	1	車尾消防団	1	車尾消防団	1
			1	夜見消防団	1	夜見消防団	1	夜見消防団	1	彦名消防団	1
			1	彦名消防団	1	富益消防団	1	彦名消防団	1	崎津消防団	1
	第4 出場	要 請	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17
				他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団	

		米 子 市				No. 4					
		南部・箕蚊屋ブロック 1									
		尚徳地区		五千石地区		成実地区		巖地区			
消防団火災出場区分	第 1 出場	覚 知	1	尚徳消防団（地元消防団）	1	五千石消防団（地元消防団）	1	成実消防団（地元消防団）	1	巖消防団（地元消防団）	1
	第 2 出場	要 請	1	五千石消防団	1	尚徳消防団	1	尚徳消防団	1	春日消防団	1
	第 3 出場	要 請	1	成実消防団 春日消防団	1	成実消防団 春日消防団	1	五千石消防団 春日消防団	1	大高消防団 淀江第 1 消防団	1
	第 4 出場	要 請	1	尚徳消防団 大高消防団 県消防団 車尾消防団	1	県消防団 大高消防団 尚徳消防団 福生東消防団	1	巖消防団 大高消防団 県消防団 福米東消防団	1	泉消防団 淀江第 2 消防団 尚徳消防団 五千石消防団 成実消防団	1
			1	伯耆町岸本地区消防団 南部町会見地区消防団	1	伯耆町岸本地区消防団 南部町会見地区消防団	1	伯耆町岸本地区消防団 南部町会見地区消防団	1	日 吉津村消防団 伯耆町岸本地区消防団	1
			17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	16
				他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団	

		米 子 市				No. 5	
		南部・箕蚊屋ブロック 2				淀江ブロック	
		春日地区		大高地区		県地区	
消防団火災出場区分	第1出場	1	春日消防団 (地元消防団)	1	大高消防団 (地元消防団)	1	県消防団 (地元消防団)
	第2出場	1	県消防団	1	大高消防団	1	大高消防団
	第3出場	1	尚徳消防団 大高消防団 成美消防団 淀江第1消防団 淀江第2消防団	1	尚徳消防団 五千石消防団 成美消防団 淀江第1消防団 淀江第2消防団	1	尚徳消防団 五千石消防団 成美消防団 淀江第1消防団 淀江第2消防団
	第4出場	16	米子市消防団 他市町村 応援消防団	16	米子市消防団 他市町村 応援消防団	16	米子市消防団 他市町村 応援消防団

1 の 6

		米 子 市 No. 6			
		弓浜ブロック 1			
		彦名地区	崎津地区	大篠津地区	和田地区
消防団火災出場区分	第 1 出場	彦名消防団 (地元消防団)	崎津消防団 (地元消防団)	大篠津消防団 (地元消防団)	和田消防団 (地元消防団)
	覚 知	1	1	1	1
	第 2 出場	夜見消防団	彦名消防団	崎津消防団	大篠津消防団
		1	1	1	1
	要 請	富益消防団	大篠津消防団	和田消防団	夜見消防団
		1	1	1	1
	第 3 出場	崎津消防団	和 田 消 防 団	彦 名 消 防 団	富 益 消 防 団
		1	1	1	1
	要 請	大篠津消防団	富益消防団	富益消防団	彦名消防団
		1	1	1	1
	第 4 出場	和 田 消 防 団	夜見消防団	夜見消防団	崎津消防団
		1	1	1	1
	要 請	住吉消防団	住吉消防団	住吉消防団	住吉消防団
		1	1	1	1
	第 5 出場	河崎消防団	河崎消防団	河崎消防団	河崎消防団
		1	1	1	1
	要 請	加茂消防団	加茂消防団	加茂消防団	加茂消防団
		1	1	1	1
	第 6 出場	境港市消防団	境港市消防団	境港市消防団	境港市消防団
		1	1	1	1
	要 請	米子市消防団	米子市消防団	米子市消防団	米子市消防団
		17	17	17	17
	第 7 出場	他市町村	他市町村	他市町村	他市町村
		1	1	1	1
	要 請	応援消防団	応援消防団	応援消防団	応援消防団
		1	1	1	1
	第 8 出場	他市町村	他市町村	他市町村	他市町村
		1	1	1	1

		米 子 市		No. 7		
		弓浜ブロック 2				
		富益地区		夜見地区		
消防団火災出場区分	第1 出場	覚 知	富益消防団（地元消防団）	1	夜見消防団（地元消防団）	1
			和田消防団	1	富益消防団	1
	第2 出場	要 請	夜見消防団	1	彦名消防団	1
			大篠津消防団	1	崎津消防団	1
	第3 出場	要 請	彦名消防団	1	大篠津消防団	1
			崎津消防団	1	和田消防団	1
			住吉消防団	1	住吉消防団	1
			河崎消防団	1	河崎消防団	1
			加茂消防団	1	加茂消防団	1
	第4 出場	要 請	境港市消防団	1	境港市消防団	1
米子市消防団			17	米子市消防団	17	
		他市町村		他市町村		
		応援消防団		応援消防団		

	境 港 市				大 山 町			
	境港市街地区		中浜地区		大山地区		名和地区	
	地元消防団	1	地元消防団	1	地元自動車消防団	3	地元自動車消防団 地元小型消防団	2 1
第1出場	地元消防団	1	地元消防団	1	地元自動車消防団	2	地元自動車消防団 地元小型消防団	3 1
第2出場	隣接消防団	2	隣接消防団	2	名和地区自動車消防団	2	大山地区自動車消防団 中山地区自動車消防団	1 1
第3出場	境港市消防団 米子市消防団	3 4	境港市消防団 米子市消防団	3 2	名和地区小型消防団 中山地区自動車消防団 中山地区小型消防団 米子市消防団	1 3 1 1	大山地区自動車消防団 中山地区自動車消防団 中山地区小型消防団	2 2 1
第4出場	他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団	
消防団火災出場区分								

		南 部 町		伯 耆 町			日 南 町		日 野 町				
		西伯地区		会見地区		岸本地区		溝口地区					
第 1 出 場	覚 知	地元自動車消防団	2		地元自動車消防団	3	地元自動車消防団	3	地元自動車消防団	3	地元自動車消防団	3	
		地元小型消防団	3		地元小型消防団	3	地元小型消防団	1	地元小型消防団	1			
第 2 出 場	要 請	会見地区自動車消防団	1		西伯地区自動車消防団	1	岸本地区自動車消防団	3	溝口地区自動車消防	1	地区自動車消防団	2	
			2		西伯地区小型消防団	3	岸本地区小型消防団	2	団				
第 3 出 場	要 請	米子市消防団	2	米子市消防団	1	米子市消防団	1	江府町消防団	1	地区自動車消防団	2	江府町消防団	1
				伯耆町岸本地区消防団	1	南部町会見地区消防団	1			日野町消防団	1	日南町消防団	1
第 4 出 場	要 請	他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団	

消防団火災出撃区分

1 の10

		江 府 町	
消防団火災出場区分	第 1 出 場	覚 知	2
	第 2 出 場	要 請	1
	第 3 出 場	要 請	1
	第 4 出 場	要 請	1

○災害時における被災車両の撤去等に関する協定

鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部（以下「丙」という。）とは、災害時における被災車両の撤去等（以下「撤去等」という。）について、次のとおり協定する。

（撤去等の支援要請）

第1条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第64条第2項の規定により実施する措置のうち、撤去等の実施についての支援を丙に対して要請することができる。

2 乙は、法第73条第1項の規定により実施する措置のうち、撤去等の実施についての支援を丙に対して要請することができる。

（業務内容）

第2条 前条の規定により、甲又は乙が丙に支援を要請することができる撤去等に係る業務は、丙の所有する装備の範囲内で可能な被災車両の撤去、移動、その他、甲及び乙が必要と認める業務とする。

（支援要請）

第3条 甲又は乙は、第1条の規定により要請を行うときには、次の事項を丙に連絡するものとする。

- (1) 被災の状況と要請の内容（業務場所、業務の内容等）
- (2) 担当指揮者の氏名及び連絡先、その他必要な事項

2 丙は、前項の要請があった場合は、速やかに撤去等に係る業務に着手するものとする。

（業務費用の負担）

第4条 撤去等の作業に要した経費は、丙の負担とする。

（災害補償）

第5条 撤去等の作業の実施により、丙の職員が負傷等した場合の補償は、丙の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 撤去等の作業の実施により、第三者に損害を与えた場合の賠償は、丙の責任において行うものとする。

（疑義の協議）

第7条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙と丙が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成17年6月13日から適用する。

上記のとおり協定した証として、この証書3通を作成し、各自記名押印の上、1通を保有する。

平成17年6月13日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
別記市町村受任者
鳥取県防災監 衣笠 克則
乙 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 片山 善博

丙 鳥取市千代水二丁目13番地

社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部

支部長 大月 徹

(別 記)

鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、三朝町、
北条町、大栄町、琴浦町、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、日野町、江府町

○災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

伯耆町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社米子営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

○土砂崩れ、倒木等による道路復旧

（防災訓練）

第5条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）

第6条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第7条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

（その他）

第8条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めない事項については、

甲および乙が協議して定めるものとする。

(初回 平成17年12月8日、最新 2022年5月10日)

甲 西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町 町長 森安 保

乙 米子市加茂町2丁目51番地

中国電力ネットワーク株式会社

米子ネットワークセンター 所長 森脇 照夫

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

伯耆町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社米子営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第7条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

(連絡体制)

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

(連絡方法)

第2条 甲と乙の相互連絡は、専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。電話不通時には指定の携帯電話により連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

(連絡時期および連絡内容)

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

(連絡体制の解除)

第5条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

(その他)

第6条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

(初回 平成17年12月8日、最新 2022年5月10日)

甲 西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町 町長 森安 保

乙 米子市加茂町2丁目51番地

中国電力ネットワーク株式会社

米子ネットワークセンター 所長 森脇 照夫

○緊急事態における隊友会の協力に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び社団法人隊友会鳥取県隊友会（以下「丙」という。）は、丙の社会的財産である組織力、専門的知識、能力、経験等を活用して行う緊急事態における協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥取県内において緊急事態が発生した場合において、甲又は乙が丙に対して協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「緊急事態」とは、武力攻撃、テロ攻撃、自然災害等により県及び県民の安全に重大な影響を及ぼす事態をいう。

（協力内容）

第3条 協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づき甲又は乙が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の実施に必要な援助
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定に基づき甲又は乙が実施する防災に関する業務の実施に必要な援助
- (3) その他必要と認められる業務

（協力要請等）

第4条 甲又は乙は、必要があると認めるときは、前条各号の協力を丙に要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後において速やかに文書を送付するものとする。

3 甲又は乙は、第1項の規定により行った協力について、その必要がなくなったときは、速やかに文書により丙に通知するものとする。

（協力の方法）

第5条 丙は、甲又は乙の指示する方法に基づき協力を行うものとする。

（安全の確保）

第6条 甲又は乙は、丙に対して協力を要請した場合には、その協力の内容に応じ、協力をする丙の会員の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

（特殊標章等）

第7条 甲又は乙は、国民保護措置を実施する者を識別し保護するため、丙に対し特殊標章等（国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書をいう。）を交付するものとする。

2 丙は、交付された特殊標章等を適切に管理し、国民保護措置を実施する者の識別のために必要なときは、国民保護法の規定に基づき使用するものとする。

(協力のための準備)

第8条 丙は、甲又は乙からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年1月1日までに、市町村ごとに協力可能人員等を記載した表を作成し、甲に通知するものとする。

(経費の負担)

第9条 丙が協力を行うために要した経費については、丙の負担とする。

(損害補償等)

第10条 甲又は乙は、その要請により第3条各号の協力をした丙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災対法その他関係する法律又は甲若しくは乙の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償されるものとする。

(訓練等)

第11条 丙は、この協定に基づく協力を適正に実施するため、甲又は乙が実施する国民保護に関する訓練等に積極的に参加するとともに、平素から、その訓練等に努めるものとする。

2 甲及び乙は、平素から、協力を資する情報の提供その他丙に必要な支援を行うものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲又は乙及び丙が協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成18年3月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月28日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 片山善博

乙 別記に掲げる市町村
受任者
鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県防災監 衣笠克則

丙 倉吉市下田中町109番地
社団法人隊友会鳥取県隊友会
会長 宮脇隆夫

○災害時における生活関連物資の調達に関する協定書

鳥取県西伯郡伯耆町（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエストジャパン株式会社（以下「乙」という。）は災害時における生活関連物資（以下「物資」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資の調達を行なう必要があると認めるときには、乙に対し物資の供給の要請を行なうことができる。

- （1）伯耆町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- （2）伯耆町以外の災害救助のため、鳥取県知事から物資の調達の斡旋を要請された場合。

（調達物資の範囲及び調達可能数量等の報告）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうちから、乙が供給可能なものとする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

2 乙は、毎年4月1日現在の調達可能数量及び運搬方法等を調達可能数量等報告書（別紙1。以下「報告書」という。）により報告するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、災害時における生活関連物資供給要請書（別紙2。以下「要請書」という。）により行なうものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意見を確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告する者とする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運搬費を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

（運搬及び引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行なうものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の職員又は甲の指定する業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第7条 乙は前条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は乙の請求に基づき速やかに代金を払うものとする。

2 前条第2項の引渡しの前に生じた物資の亡失、毀損は乙の負担とする。

(車両の運行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害時における物資調達に係る事務担当者名簿(別紙4)を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、互いに情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲及び乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議をして定めるものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名、押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年5月10日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
鳥取県西伯郡伯耆町
伯耆町長 住田圭成

乙 福岡県福岡市東区箱崎7丁目9番66号
コカ・コーラウエストジャパン株式会社
代表取締役社長 原田忠雄

別 表

区 分	物 資 の 名 称
飲料品	飲料水（ミネラルウォーター等）、幼児用粉ミルク
食料品	パン（調理パン）、弁当、おにぎり、梅干し、インスタント食品、缶詰、果物
衣 類	肌着、靴下、防寒服、防災ずきん
日用品	紙食器（コップ、皿、椀等）、箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、哺乳瓶、鍋、魔法瓶、やかん、カセット式ガスコンロ、カセット式ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ（大人用、子供用）、生理用品、洗剤、石鹼、シャンプー（ドライシャンプーを含む。）、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、毛布、枕、敷物（ビニールシート等）、軍手、雨具類、運動靴、スリッパ（サンダルを含む。）、ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、石油ストーブ、灯油、懐中電灯、乾電池、ローソク、簡易ライター又はマッチ、使い捨てカイロ、ポリラップ
その他	仮設トイレ、携帯トイレ、蓄便袋、仮設風呂、仮設シャワー、拡声器

本表のほか、甲が指定する物資

○災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「丙」という。）は、鳥取県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、又は避難所等における被災地住民のこころのケアを図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲又は乙は、捜索活動のため必要があると認めるとき、又は被災地住民のこころのケアが必要と認めるときは、丙に対して、災害救助犬及びセラピードッグの出動を要請する。

（出動）

第2条 丙は、前条による要請を受けときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬及びセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬及びセラピードッグの出動頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲又は乙と丙が協議のうえ決定する。

（捜索活動の実施）

第3条 丙は、出動した災害現場においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（被災地住民のこころのケアの実施）

第4条 丙は、出動した避難所等においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲又は乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 この協定に基づく出動又は活動に伴って丙の出動人員、災害救助犬及びセラピードッグに生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、丙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

第7条 丙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲又は乙が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は締結日からその効力を適用するものとし、甲、乙又は丙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙又は丙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成20年10月20日

甲	鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事 平井 伸治
乙	別記に掲げる市町村 受任者 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県防災監 法橋 誠
丙	兵庫県伊丹市下河原二丁目2-13 特定非営利活動法人 日本レスキュー協会 理事長 伊藤 裕成

(別記)

鳥取市長
米子市長
倉吉市長
境港市長
岩美町長
若桜町長
智頭町長
八頭町長
三朝町長
北栄町長
湯梨浜町長
琴浦町長
日吉津村長
大山町長
南部町長

伯耆町長

日南町長

日野町長

江府町長

○災害等発生時における水の供給及び施設の使用に関する細目協定

鳥取県（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエスト株式会社（以下「乙」という。）は、平成21年6月11日付けで締結した災害等発生時における応急対策業務等に関する基本協定第4条の規定に基づき、協定を実施するために必要な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合には、乙に対し、水の供給又は施設の使用について協力を要請することができる。

- （1）鳥取県内において災害又は危機事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）鳥取県外における災害等に係る応急措置を実施するため、国又は関係都道府県知事から、物資等の調達を要請された場合

2 前項の場合において、甲が乙に要請する事項は、次のとおりとする。

- （1）コカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社大山工場に設置の貯水槽（以下「貯水槽」という。）に貯水している水を供給すること
- （2）コカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社大山工場の施設を救援物資の集配施設等として使用すること

3 第1項の要請は、別紙1「災害等発生時における水の供給及び施設の使用に関する要請書」以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（水の提供）

第2条 乙は、前条第2項第1号の事項について協力の要請を受けたときは、速やかに貯水槽内に貯水している水で供給可能なものを提供するものとする。

2 前項の規定により提供を受けた水の運搬は、甲が指定する者が行うものとする。

（施設の使用）

第3条 乙は、第1条第2項第2号の事項について協力の要請を受けたときは、速やかに承諾するか否かを回答するものとする。

（費用）

第4条 乙は、第1条第1項の要請に基づく水の供給及び施設の使用に当たっては、甲に対して当該水及び当該施設を無償で提供し、及び使用させるものとする。

（補償）

第5条 甲が実施する応急対策への協力に当たり甲又は甲の指定する者の責に帰すべき理由により乙の施設等及び第三者に損害を与えた場合は、甲又は甲の指定する者が補償するものとする。

(担当者名簿の作成)

第6条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害等発生時における水の供給及び施設の使用に係る事務担当者名簿(別紙2)を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において事務担当者に異動等があった場合に準用する。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成21年6月11日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年6月11日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 福岡県福岡市東区箱崎7丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役 社長兼CEO 末吉紀雄

○災害等発生時における飛行場外離発着場利用に関する協定書

鳥取県西伯郡伯耆町（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエスト株式会社（以下「乙」という。）は、災害又は危機事象（以下「災害等」という。）が発生した場合における乙のコカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社大山工場内に設置された飛行場外離発着場（以下「ヘリポート」という。）の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（定義）

- 第1条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、豪雪、渇水その他の異常な自然現象、大規模な火事又は放射性物質の大量の放出、多数の者が搭乗する航空機の墜落その他の大規模な事故による被害をいう。
- 2 この協定において「危機事象」とは、テロ攻撃、新型インフルエンザのまん延その他の緊急事態であって、住民の生命、身体及び財産に災害に類する程度の被害が生じる可能性があり、放置すると社会的混乱が生じるおそれのあるものをいう。

（要請）

- 第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、ヘリポートの利用の必要があると認めるときは、乙に対しその要請を行うことができる。
- （1）伯耆町内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - （2）伯耆町外の災害救助のため、他の地方公共団体の長等からヘリポートの利用を要請された場合
- 2 前項の要請は、別紙1「災害等発生時における飛行場外離発着場利用に関する要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。
- 3 乙は、第1項による要請を受けたときは、速やかに適切な処置を講じるものとする。

（ヘリポートの利用）

- 第3条 甲は、ヘリポートを利用しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、乙の承諾を受けた上で使用するものとする。
- （1）災害の概要及びヘリポートを使用する理由
 - （2）ヘリポートを利用する期間
 - （3）前各号に掲げるもののほか、応急対応に必要な事項
- 2 ヘリポートの利用に要した費用については無償とする。

（補償）

- 第4条 甲が実施する応急対策への協力に当たって甲の責に帰すべき理由により乙の施設等及び第三者に損害を与えた場合は、甲が補償するものとする。

(担当者名簿の作成)

第5条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害等発生時における飛行場外離発着場利用に係る事務担当者名簿(別紙2)を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、互いに情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成21年6月11日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年6月11日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森 安 保

乙 福岡県福岡市東区箱崎7丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役 社長兼CEO
末 吉 紀 雄

○災害時における応急対策業務等に関する基本協定書

伯耆町（以下「甲」という。）と伯耆町建設業協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合の災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条1項及び同法第42条第1項の規定により作成された伯耆町地域防災計画に基づき、伯耆町災害対策本部が設置された場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務等の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務等は次のとおりとする。

（1）住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業

（2）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業

（3）甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（4）甲が管理する道路、河川等の施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（5）緊急を要する建設資材等の調達及び輸送

（6）住民の生活安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣

（7）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務等について、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 応急対策業務等に要する費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として甲乙協議して定める。

（補償）

第6条 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の定めるところによる。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意志表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年 4月 1日

甲 伯耆町
町 長 森 安 保

乙 伯耆町建設業協議会
会 長 坂 田 光 徳

○豪雪時における除雪作業等に関する基本協定書

伯耆町（以下「甲」という。）と大和リース株式会社山陰営業所（以下「乙」という。）とは、豪雪時における除雪作業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豪雪時における町民の安全と生活を確保するための除雪作業等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる豪雪）

第2条 この協定の対象となる豪雪は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条1項及び同法第42条第1項の規定により作成された伯耆町地域防災計画に基づき、伯耆町災害対策本部が設置された場合

（2）その他伯耆町除雪計画（以下「除雪計画」という。）に定められた除雪基準を超え、町民の生活に支障をきたす可能性があり、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（除雪作業等の内容）

第3条 この協定により、甲が除雪作業等について協力を要請する場合、甲は必ず甲の指名した者を立ち合わせ、乙が安全に業務を遂行出来るよう協力することとし、除雪作業等の場所は次のとおりとする。

（1）甲が維持管理を行う道路施設

（2）その他甲が除雪作業等が必要であると認めた施設

（協力要請）

第4条 甲は、前条の除雪作業等について、乙の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定による除雪作業等に要する費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、甲が除雪計画に基づき、乙に提示を行う。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に協力要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（担当者名簿の作成）

第9条 甲及び乙は、毎年11月1日現在の除雪担当者名簿（別紙）を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月7日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森 安 保

乙 島根県松江市学園南1丁目15-10（松江アイビル502）大和リース株式会社 山陰営業所
統括所長 岩 根 聖 樹

別 紙

除雪担当者名簿〔平成 年 1 月 1 日現在〕

【伯 耆 町】

1 連絡責任者

役職・氏名	
固 定 電 話	
携 帯 電 話	
ファクシミリ	

2 勤務時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
固 定 電 話		
携 帯 電 話		
ファクシミリ		

※勤務時間：8:30~17:15

※休 日：土、日、祝日

【大和リース株式会社 山陰営業所】

1 連絡責任者

所 属	
役職・氏名	
固 定 電 話	
携 帯 電 話	
ファクシミリ	

2 除雪担当者（又は除雪委託業者）

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
所 属		
役職・氏名		
固 定 電 話		
携 帯 電 話		
ファクシミリ		

○災害時における生活関連物資の調達に関する協定書

鳥取県西伯郡伯耆町（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）は災害時における生活関連物資（以下「物資」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資の調達を行なう必要があると認めるときには、乙に対し物資の供給の要請を行なうことができる。

（1）伯耆町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（2）伯耆町以外の災害救助のため、鳥取県知事から物資の調達の斡旋を要請された場合。

（調達物資の範囲及び調達可能数量等の報告）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうちから、乙が供給可能なものとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

2 乙は、毎年4月1日現在の調達可能数量及び運搬方法等を調達可能数量等報告書（別紙1。以下「報告書」という。）により報告するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、災害時における生活関連物資供給要請書（別紙2。以下「要請書」という。）により行なうものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意見を確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運搬費を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

（運搬及び引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行なうものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の職員又は甲の指定する業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第7条 乙は前条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は乙の請求に基づき速やかに代金を支払うものとする。

2 前条第2項の引渡しの前に生じた物資の亡失、毀損は乙の負担とする。

（車両の運行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援する

ものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害時における物資調達に係る事務担当者名簿（別紙4）を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲及び乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議をして定めるものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名、押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月7日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
鳥取県西伯郡伯耆町
伯耆町長 森安 保

乙 島根県益田市下本郷町206番地5
株式会社ジュンテンドー
代表取締役 飯塚 正

別 表

区 分	物 資 の 名 称
飲料品	飲料水（ミネラルウォーター等）、幼児用粉ミルク
食料品	パン（調理パン）、弁当、おにぎり、梅干し、インスタント食品、缶詰、果物
衣 類	肌着、靴下、防寒服、防災ずきん
日用品	紙食器（コップ、皿、椀等）、箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、哺乳瓶、鍋、魔法瓶、やかん、カセット式ガスコンロ、カセット式ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ（大人用、子供用）、生理用品、洗剤、石鹼、シャンプー（ドライシャンプーを含む。）、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、毛布、枕、敷物（ビニールシート等）、軍手、雨具類、運動靴、スリッパ（サンダルを含む。）、ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、石油ストーブ、灯油、懐中電灯、乾電池、ローソク、簡易ライター又はマッチ、使い捨てカイロ、ポリラップ
その他	仮設トイレ、携帯トイレ、蓄便袋、仮設風呂、仮設シャワー、拡声器

本表のほか、甲が指定する物資

別紙 1（第 2 条関係）

調達可能数量等報告書

年 月 日

伯耆町長 様

事業者代表者名

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第 2 条の規定に基づき、調達可能数量及び運搬方法等について下記のとおり報告します。

記

品目名	調達可能数量	主要保管場所	運搬方法	備考

* 調達可能数量には、単位を付して下さい。

調達可能数量には、確実に引渡しができる数量を記入して下さい。

別紙 2 (第 3 条関係)

災害時における生活関連物資供給要請書

年 月 日

事 業 者 代 表 者 様

伯 耆 町 長

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第 3 条の規定に基づき、下記の物資の供給を要請します。

なお、本要請に対する措置の状況について、同協定書第 4 条に定める措置状況報告書により報告をお願いします。

記

1. 要請する物資

品目名	数 量	引渡日時	引渡場所	備考

2. 連絡先

鳥取県西伯郡伯耆町吉長 3 7 番地 3

伯耆町役場 課 担当：

(電話：(0859) 68－3111 F A X：(0859) 68－3866)

(注) 口頭又はその他の方法で要請する場合は、この様式に準じて行なう。

別紙 3（第 4 条関係）

措置状況報告書

年 月 日

伯耆町長 様

事業者代表者名

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第 4 条の規定に基づき、物資の調達の要請に対して講じた措置について下記のとおり報告します。

記

1. 供給する物資

品目名	数 量	引渡日時 及び場所	見積価格	運搬方法及び運 搬担当者	備考

2. 連絡先

担当：

（電話：（ ） － FAX：（ ） － ）

別紙 4 （第 9 条関係）

災害時における物資調達に係る事務担当者名簿
(年 月 日現在)

【甲】

担当課				
電話番号				
F A X 番号				
連絡先順位	職 名	氏 名	電話番号 (勤務時間内)	電話番号 (勤務時間外)
第 1 順位者				
第 2 順位者				
第 3 順位者				

【乙】

名 称				
所在地				
代表者名				
代表電話番号				
F A X 番号				
連絡先順位	職 名	氏 名	電話番号 (勤務時間内)	電話番号 (勤務時間外)
第 1 順位者				
第 2 順位者				
第 3 順位者				

○災害時における生活関連物資の調達に関する協定書

鳥取県西伯郡伯耆町（以下「甲」という。）と株式会社フーズマーケットホック（以下「乙」という。）は災害時における生活関連物資（以下「物資」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資の調達を行なう必要があると認めるときには、乙に対し物資の供給の要請を行なうことができる。

（1）伯耆町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（2）伯耆町以外の災害救助のため、鳥取県知事から物資の調達の斡旋を要請された場合

（調達物資の範囲及び調達可能数量等の報告）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうちから、乙が供給可能なものとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

2 乙は、毎年4月1日現在の調達可能数量及び運搬方法等を調達可能数量等報告書（別紙1。以下「報告書」という。）により報告するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、災害時における生活関連物資供給要請書（別紙2。以下「要請書」という。）により行なうものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意見を確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運搬費を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

（運搬及び引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行なうものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の職員又は甲の指定する業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第7条 乙は前条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運搬費を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は乙の請求に基づき速やかに代金を支払うものとする。

2 前条第2項の引渡しの前に生じた物資の亡失、毀損は乙の負担とする。

（車両の運行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援する

ものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害時における物資調達に係る事務担当者名簿（別紙4）を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲及び乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議をして定めるものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名、押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月7日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森安 保

乙 島根県安来市赤江町1448番地1
株式会社フーズマーケットホック
代表取締役 長谷川 徹

別 表

区 分	物 資 の 名 称
飲料品	飲料水（ミネラルウォーター等）、幼児用粉ミルク
食料品	パン（調理パン）、弁当、おにぎり、梅干し、インスタント食品、缶詰、果物
衣 類	肌着、靴下、防寒服、防災ずきん
日用品	紙食器（コップ、皿、碗等）、箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、哺乳瓶、鍋、魔法瓶、やかん、カセット式ガスコンロ、カセット式ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ（大人用、子供用）、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプーを含む。）、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、毛布、枕、敷物（ビニールシート等）、軍手、雨具類、運動靴、スリッパ（サンダルを含む。）、ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、石油ストーブ、灯油、懐中電灯、乾電池、ローソク、簡易ライター又はマッチ、使い捨てカイロ、ポリラップ
その他	仮設トイレ、携帯トイレ、蓄便袋、仮設風呂、仮設シャワー、拡声器

本表のほか、甲が指定する物資

別紙 1（第 2 条関係）

調達可能数量等報告書

年 月 日

伯耆町長 様

事業者代表者名

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第 2 条の規定に基づき、調達可能数量及び運搬方法等について下記のとおり報告します。

記

品目名	調達可能数量	主要保管場所	運搬方法	備考

* 調達可能数量には、単位を付して下さい。

調達可能数量には、確実に引渡しができる数量を記入して下さい。

別紙 2 (第 3 条関係)

災害時における生活関連物資供給要請書

年 月 日

事 業 者 代 表 者 様

伯 耆 町 長

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第 3 条の規定に基づき、下記の物資の供給を要請します。

なお、本要請に対する措置の状況について、同協定書第 4 条に定める措置状況報告書により報告をお願いします。

記

1. 要請する物資

品目名	数 量	引渡日時	引渡場所	備考

2. 連絡先

鳥取県西伯郡伯耆町吉長 3 7 番地 3

伯耆町役場 課 担当：

(電話：(0859) 68－3111 F A X：(0859) 68－3866)

(注) 口頭又はその他の方法で要請する場合は、この様式に準じて行なう。

別紙3（第4条関係）

措置状況報告書

年 月 日

伯耆町長 様

事業者代表者名

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第4条の規定に基づき、物資の調達の要請に対して講じた措置について下記のとおり報告します。

記

1. 供給する物資

品目名	数 量	引渡日時 及び場所	見積価格	運搬方法及び運 搬担当者	備考

2. 連絡先

担当：

（電話：（ ） － FAX：（ ） － ）

別紙 4 （第 9 条関係）

災害時における物資調達に係る事務担当者名簿
(年 月 日現在)

【甲】

担当課				
電話番号				
F A X 番号				
連絡先順位	職 名	氏 名	電話番号 (勤務時間内)	電話番号 (勤務時間外)
第 1 順位者				
第 2 順位者				
第 3 順位者				

【乙】

名 称				
所在地				
代表者名				
代表電話番号				
F A X 番号				
連絡先順位	職 名	氏 名	電話番号 (勤務時間内)	電話番号 (勤務時間外)
第 1 順位者				
第 2 順位者				
第 3 順位者				

○行方不明者の搜索における消防団相互派遣協定書

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「西部市町村」という。）は、行方不明の搜索における消防団員の相互派遣について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西部市町村の区域内及びその隣接区域（以下「西部市町村管内等」という。）において行方不明者が発生した場合の対応に関し必要な事項を定め、もって行方不明者の安全の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）行方不明者の搜索、警察署への通報により西部市町村管内等において家出、自然を活用して行われる山菜取り、山歩き等の余暇活動、河川・海岸での釣り及び病気等により所在が不明となった者を搜索することをいう。
- （2）管轄市町村、行方不明者の搜索事案が発生した場合に、当該搜索のための現地本部を設置した所在地の市町村をいう。
- （3）管轄の長、管轄市町村の長をいう。
- （4）行方不明者在住市町村 当該行方不明者が在住している市町村をいう。
- （5）行方不明者在住の長 行方不明者在住市町村の長をいう。
- （6）派遣市町村 管轄の長の要請を受けて消防団員を派遣する市町村をいう。
- （7）派遣市町村の長 派遣市町村の長をいう。

（派遣要請）

第3条 管轄の長は、行方不明者在住の長に連絡を行うこととし、行方不明者在住市町村は管轄市町村と連携して行方不明者の搜索にあたることとする。

- 2 管轄の長は、西部市町村の長の対して、当該行方不明者を搜索するための消防団員の派遣を要請することができることとし、派遣市町村の長は、自己の消防業務に支障がない限り、直ちに当該要請に基づく消防団員を派遣し搜索にあたることとする。ただし、消防団員を派遣することができないときは、直ちにその旨を管轄の長に連絡しなければならない。

- 3 前項の派遣の要請に当たっては、次に掲げる事項を明示するものとする。

- （1）発生した行方不明者の搜索事案の概要
- （2）必要とする人員及び機械器具等の数量
- （3）集合場所及び日時
- （4）その他必要な事項

（搜索市町村の指揮）

第4条 派遣市町村の消防団員及び行方不明者在住市町村の消防団員は、管轄市町村の現場最高指揮

者の指揮のもとに行動するものとする。

(搜索の協力)

第5条 行方不明者在住の長は、西部市町村の長に対して各市町村の行方不明者の搜索を要請することができることとし、要請を受けた市町村の長は、自己の消防業務に支障がない限り、個々の判断により当該要請に基づき消防団員を搜索に当たらせることとする。ただし、搜索の協力をすることができないときは、直ちにその旨を連絡しなければならない。

(経費の負担)

第6条 搜索に要した経費は、次の各号に定めるところにより、負担するものとする。

- (1) 搜索のために要した出動手当、旅費、燃料、食糧費、機械器具の破損に対する修理費等は、消防団員の所属する市町村の長の負担とする。
- (2) 消防団員が搜索中、第三者に損害を与えた場合に当該第三者に対する補償に要する経費は、管轄の長の負担とする。ただし、消防団員の重大な過失による場合又は派遣の往復途上に生じた交通事故等による場合にあっては、消防団員の所属する市町村の長の負担とする。
- (3) 前各号に規定する以外の経費については、その都度協議のうえ負担区分を定めるものとする。

(疑義等の協議)

第7条 この協定に定めのないもの又はこの協定の実施につき疑義が生じたときはその都度協議して定めるものとする。

この協定の証として本書9通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成23年6月1日

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

日吉津村長 石 操

大山町長 森田 増範

南部町長 坂本 昭文

伯耆町長 森安 保

日南町長 増原 聡

日野町長 景山 亨弘

江府町長 竹内 敏朗

○災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と伯耆町長（以下「乙」という。）は、伯耆町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、伯耆町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、伯耆町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 伯耆町 伯耆町長 森安 保

○災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書

(目的)

第1条 伯耆町（以下「甲」という。）と鳥取県生活協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害、大規模風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時に応急生活物資を必要とするときは、乙に対して、文書を持って要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制に支障をきたさないため、常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の供給等)

第3条 乙は、前条の規定により要請されたときは、応急生活物資の供給及び運搬に対する支援に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第4条 応急生活物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

(1) 食料品

(2) 食器類

(3) 日用品

(4) その他乙の取扱品

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、可能な範囲で供給するものとする。

(運搬)

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

又、甲は必要に応じて、乙に運搬支援を求めることができる。

(引き渡し)

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づき供給した応急生活物資の対価及び乙が実施した運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 応急生活物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

3 運搬等の費用は引き渡しまでの費用とし、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲が支援を受けた応急生活物資の代金及び運搬等の費用は、引渡後すみやかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第 8 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては伯耆町総務課とし、乙においては、管理本部
総務人事グループとする。

(協議)

第 9 条 この協定の履行において疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の効力は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定
の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(雑則)

第 11 条 この協定に定めのない事項は、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 10 月 15 日

(甲) 鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37 番地 3
伯耆町長 森 安 保

(乙) 鳥取県鳥取市岩吉 175 番地 4
鳥取県生活協同組合
代表理事理事長
浜 江 隆 二

○災害時における避難所等としての使用に関する協定

災害時における避難所等としての使用に関し、伯耆町（以下「甲」という。）と鳥取西部農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伯耆町内に地震、洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を避難所等として使用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急避難所等として位置付け、町民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から下記目的に使用させるものとする。ただし、使用施設が被災したときはこの限りではない。

施設名称	溝口支所 （2階 被聴覚室及び研修室）	ライスセンター
所在地	西伯郡伯耆町溝口392番地	西伯郡伯耆町谷川500番地
目的	避難所	救援物資の集配施設及び避難所

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（避難所等の開設）

第5条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を避難所等として開設するよう要請することができる。

（1）大規模な地震・台風等による洪水が発生し、または発生する恐れがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合。

（2）その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

（3）前各号の事由に対する救援物資の集配施設を設置する必要があると甲が認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

（発災時の対応）

第6条 乙は、災害時等において速やかに、避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難者の誘導等に協力する。

3 前項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（使用の禁止）

第7条 町内において震度6強以上の地震が観測された場合は、施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

(担当者名簿の作成)

第8条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の本協定に関する事務担当者名簿（別紙）を作成し、相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年11月28日

甲 西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森安 保

乙 米子市東福原1丁目5番16号
鳥取西部農業協同組合
代表理事組合長 谷本 晴美

○災害時における被災車両の撤去等に関する協定

鳥取県内の市町村（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）と山陰E L Vリサイクル協議会（以下「丙」という。）とは、災害時における被災車両の撤去等について、次のとおり協定を締結する。

（支援要請）

第1条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第64条第2項の規定により実施する措置について、丙に対して支援を要請することができる。

2 乙は、法第73条第1項の規定により甲に代わって実施する前項の措置について、丙に対して支援を要請することができる。

（業務内容）

第2条 前条の規定により、甲及び乙が丙に支援を要請することができる業務は、被災車両の撤去、移動、その他甲及び乙が必要と認める業務のうち、丙において対応可能なものとする。

（連絡）

第3条 甲及び乙は、第1条の規定により要請を行うときは、次に掲げる事項を丙に連絡するものとする。

- （1）被災の状況と要請の内容（業務場所、業務の内容等）
- （2）担当指揮者の氏名及び連絡先、その他必要な事項

2 丙は、前項の要請があった場合は、速やかに要請のあった業務に着手するものとする。

（業務費用の負担）

第4条 第1条の規定による要請を受けて丙が行う業務に要する経費は、丙の負担とする。

（災害補償）

第5条 第1条の規定により要請を行った者は、その要請を受けて丙が行った業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいの状態になった場合においては、次項又は第3項の規定によりその損害を補償する。ただし、次に掲げる場合には、補償を行わない。

- （1）損害の発生が従事者の故意又は重大な過失による場合
- （2）丙又は従事者が締結した損害保険契約により、発生した損害の全部又は一部に相当する金額の給付を受けることができる場合
- （3）当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

2 甲が行う補償は、丙と協議して定めるところにより行うものとする。

3 乙が行う補償は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定の例により行うものとする。

(損害賠償)

第6条 第1条の規定による要請を受けて丙が行った業務により第三者に損害が生じた場合の賠償は、丙の責任において行うものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、平成25年3月26日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の協議)

第8条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、この証書21通を作成し、各自記名押印の上、1通を保有する。

平成25年3月26日

甲	鳥取市長	竹内 功
	米子市長	野坂 康夫
	倉吉市長	石田 耕太郎
	境港市長	中村 勝治
	岩美町長	榎本 武利
	若桜町長	小林 昌司
	智頭町長	寺谷 誠一郎
	八頭町長	平木 誠
	三朝町長	吉田 秀光
	湯梨浜町長	宮脇 正道
	琴浦町長	山下 一郎

北栄町長 松本 昭夫

日吉津村長 石 操

大山町長 森田 増範

南部町長 坂本 昭文

伯耆町長 森安 保

日南町長 増原 聡

日野町長 景山 享弘

江府町長 竹内 敏朗

乙 鳥取県知事 平井 伸治

丙 山陰E L Vリサイクル協議会
会長 西川 正克

○災害時における物資供給に関する協定書に関する協定書

鳥取県伯耆町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給すを要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年8月15日

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

甲 鳥取県西伯郡伯耆町
伯耆町長 森 安 保

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール、
日用品	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ、
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク、
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ、
トイレ関係等	救急ミニトイレ

○特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、伯耆町（以下「乙」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時に被災者等の通信を確保するため、丙の提供する非常用電話の設置及び利用・管理等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害時において甲、乙及び丙の協力の下、必要な情報の収集と共有を行い、被災地等の通信の途絶や孤立の防止が行えるよう迅速に被災者等の電気通信回線を確保することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、その管理する土地及び施設について丙に対し前条の電気通信回線の確保に必要な限度でその使用を許可し、交通規制等について情報提供を行う。

2 甲、乙及び丙は、丙が提供する特設公衆電話について協力して設置及び管理を行う。

3 大規模災害発生時に、特設公衆電話が何らかの影響を受け、利用できない場合は、丙は甲及び乙に対して協議の上、代替えとなる電気通信回線の提供による通信の確保に努めることとする。

（用語の定義）

第3条 本協定において「大規模災害時発生時」とは、地震、台風、豪雨、豪雪等の異常な自然現象又は大規模な火事、放射性物質の大量の放出その他の大規模の事故（以下「大規模災害」という。）により社会の混乱が発生している状態をいう。

2 本協定において、「特設公衆電話」とは、第9条第1項の規定により定めた場所にあらかじめ電気通信回線及び電話機接続端子を敷設して、大規模災害発生時に電話機を接続し、被災者又は帰宅困難者等へ電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第7条の2第1項に規定する災害時優先通信の提供を可能とする非常用電話をいう。

（特設公衆電話の開設）

第4条 特設公衆電話の利用の開始については、乙丙協議の上、丙が決定する。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害の発生によって、乙と丙が連絡が取れない場合は、乙が決定することができるものとする。

2 乙は前項の決定があったときは、速やかに電話機を設置し、丙に連絡する。

（特設公衆電話の演習、訓練棟利用）

第5条 甲又は乙が防災を目的として行う演習、訓点等における特設公衆電話の利用については、丙と事前に協議の上、丙が利用の可否を決定するものとする。

2 丙は、前項の利用に係る通信料及び利用料を甲及び乙に請求しないこととする。

（特設公衆電話の利用）

第6条 乙は、特設公衆電話を開設した場合、適切な利用が行われるよう、可能な範囲内で利用の調整及び誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第7条 特設公衆電話の利用の終了については、乙丙協議の上、丙が決定し、乙にその旨を通知する。

2 乙は事前の通知があったときは、電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、前項の通知前に、避難所を閉鎖した場合においては、乙は速やかに電話機を撤去し、丙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外の利用)

第8条 乙は、第4条に規定する開設、第5条に規定する演習、訓練等の利用及び第13条規定する定期試験を除き、特設公衆電話の目的外利用を禁止するものとする。

2 丙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することができる。

3 乙は、丙より目的外利用があることの報告があったときは、必要な調査を行うこととし、目的外利用があったと認められるときは、当該利用を防止するための措置を速やかに講じ、その旨を丙に報告する。この場合において、乙の目的外利用に係る通信料及び利用料は、乙が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、乙の目的外利用が継続するときは、乙丙協議の上、特設公衆電話の撤去を行うこととし、撤去に関する工事費用等は、乙が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置場所、回線数、形態、負担費用等)

第9条 特設公衆電話を設置する場所及び電気通信回線数は、乙丙協議の上、丙が決定する。ただし、特設公衆電話を甲の管理する土地又は施設に設置する場合は、甲、乙及び丙で事前に協議することとする。

2 特設公衆電話を設置する場所、電気通信回線数その他必要な事項を決定したときは、本協定で定める別冊に必要な情報を記載し、相互に保管するものとする。なお、保管にあたっては、乙丙お互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1により相互に通知することとする。情報管理責任者に変更があった場合も、同様の扱いとする。

3 設置する特設公衆電話の電気通信回線の設備の提供形態及びサービス内容並びに乙及び丙が負担する費用については、別紙2のとおりとする。

(特設公衆電話の設置場所の追加、移転、廃止等)

第10条 乙は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等の事実が明らかになったときは、速やかにその旨を丙に書面をもって報告しなければならない。なお、設置場所の情報に変更等が生じた都度第9条第2項に定める別冊を更新し、相互に保管することとする。

(特設公衆電話における通信機器の管理)

第11条 乙は、本協定に基づき、大規模災害発生時に特設公衆電話が即座に利用できるよう電話機を適切な場所に保管し、適切に管理することとする。

(屋内設備の設置及び管理)

第12条 乙は特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、丙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ）とともに、大規模災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう設備の維持に努めることとする。

(定期試験の実施)

第13条 乙及び丙は、年に1回を目安として、大規模災害発生時に特設公衆電話が速やかに利用できるよう、別紙3に定める接続試験を実施することとする。

2 丙は、前項の接続試験に係る通信料及び利用料を乙に請求しないこととする。

(故障発見時の扱い)

第14条 乙及び丙は、特設公衆電話の屋内配線、保安器、引込線等の丙が設置する設備について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

2 前項の丙が設置する設備が乙の故意又は過失により破損した場合は、乙は丙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、丙に対する修復に係る費用の支払いについては、原則として乙が負担する。

(協議事項)

第15条 本協定に定め的事项又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成25年 9月30日

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙 伯耆町
伯耆町長 森安 保

丙 西日本電信電話株式会社
鳥取支店長 坪井 秀明

○災害等発生時相互協力に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内の市町村（以下「乙」という。）及び西日本旅客鉄道株式会社米子支社（以下「丙」という。）は、災害等発生時における相互協力（以下「災害等発生時相互協力」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙及び丙が災害等発生時相互協力を行うことにより、被災者の救済及び災害の早期復旧に寄与することを目的とする。

（相互連絡体制）

第2条 甲、乙及び丙は、災害等発生時相互協力を円滑に行うため、災害時の情報を把握し共有を図る相互連絡体制を構築するものとする。

（相互協力の内容）

第3条 甲又は乙が、丙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）鉄道の不通時における物資・復旧要員等の緊急輸送
- （2）鉄道利用者の避難所としての自治体施設等の利用
- （3）前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供
- （4）災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- （5）災害情報等の提供
- （6）備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供
- （7）その他相互協力する者が協議により定める事項

2 丙が甲又は乙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）災害発生時における物資・避難住民等の緊急輸送
- （2）住民の避難所としての鉄道施設等の利用
- （3）前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供
- （4）災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- （5）災害情報及び災害等発生時の鉄道運行情報等の提供
- （6）備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供
- （7）その他相互協力する者が協議により定める事項

（協力要請）

第4条 災害発生時相互協力を要請する者（以下「要請者」という。）は、前条第1項又は2項覚悟に掲げる事項について、電話等の他の方法により協力を要請し、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

2 前項の要請を受けた者（以下「協力者」という。）は、直ちに要請者と具体的な内容等に関する協議を行い、災害等発生時相互協力を行うものとする。ただし、やむを得ない事情により災害等発生時相互協力することができない場合は、この限りではない。

3 甲及び乙は、災害等発生時相互協力を行う場合は、速やかに互いにその内容を報告するものとする。

(個別の協議)

第5条 災害等発生時相互協力に当たっては、第3条第1項及び第2項覚悟に掲げる事項について、その細目を別途取り決めるものとする。

(情報の目的利用の禁止及び秘密保持)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき相手方から知りえた情報を、第1条の目的以外のことに使用してはならない。ただし、相手方が認める場合は、この限りではない。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく災害等発生時相互協力を要した経費については、原則として、要請者が負担する。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙、及び丙が協議の上、定めるものとする。

(適用等)

第9条 この協定は、平成25年12月3日から適用する。

上記のとおり協定を締結した証として、本書を21通作成し、甲、乙、及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月3日

甲 鳥取県知事 平井 伸治

乙 鳥取市長 竹内 功

米子市長 野坂 康夫

倉吉市長 石田 耕太郎

境港市長 中村 勝治

岩美町長 榎本 武利

若桜町長 小林 昌司

智頭町長 寺谷 誠一郎

八頭町長職務代理者

八頭町副町長 吉田 英人

三朝町長 吉田 秀光

湯梨浜町長 宮脇 正道

琴浦町長 山下 一郎

北栄町長 松本 昭夫

日吉津村長 石 操

大山町長 森田 増範

南部町長 坂本 昭文

伯耆町長 森安 保

日南町長 増原 聡

日野町長 景山 享弘

江府町長 竹内 敏朗

丙 西日本旅客鉄道株式会社
米子支社長 横山 佳史

○緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県ＬＰガス協会西部支部（以下「乙」という。）とは、甲の地域内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合の緊急用ＬＰガスの調達について、協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時における緊急用ＬＰガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用ＬＰガスの範囲）

第２条 この協定書にいう「緊急用ＬＰガス」には、ＬＰガスの他、容器、燃焼器具その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

（要請）

第３条 甲は、甲の地域内において災害が発生した場合において、緊急用ＬＰガスを調達する必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用ＬＰガスの供給を要請することができるものとする。この場合において乙は、当該要請があった後、速やかに、協会本部を通じて、その要請内容等を鳥取県へ報告するものとする。

２ 前項の要請は、原則として別紙の「ＬＰガス供給要請書」（以下「文書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後、速やかに、文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第４条 乙は前条第１項の要請を受けたときは、その要請内容について、可能な限り速やかに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第５条 乙は緊急用ＬＰガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２ 緊急用ＬＰガスは、原則として乙が搬送するものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第６条 乙は、災害が発生する直前の適正な価格で、緊急用ＬＰガスを供給するものとする。

（代金の支払）

第７条 乙が供給した緊急用ＬＰガスの代金は、甲が支払うものとする。

２ 前項の緊急用ＬＰガスの代金の支払方法等は、甲と乙の協議によるものとする。

(現有数量の把握)

第8条 乙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成26年5月30日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有するものとする。

平成26年5月30日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 野坂 康夫

鳥取県境港市上道町3000番地
境港市
境港市長 中村 勝治

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15
日吉津村
日吉津村長 石 操

鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町
大山町長 森田 増範

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部町
南部町長 坂本 昭文

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森安 保

鳥取県日野郡日南町霞 8 0 0 番地

日南町

日南町長 増原 聡

鳥取県日野郡日野町根雨 1 0 1 番地

日野町

日野町長 景山 享弘

鳥取県日野郡江府町大字江尾 4 7 5 番地

江府町

江府町長 竹内 敏郎

乙 鳥取県米子市大谷町 2 3 0 番地 1

一般社団法人鳥取県 L P ガス協会西部支部

支部長 雑賀 隆

L P ガス供給要請書

年 月 日

一般社団法人鳥取県L P ガス協会
西部支部長 様

〇〇（市・町・村）長 印

緊急用L P ガスの調達に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、下記のとおりL P ガスの供給を要請します。

記

1 供給を要請する理由

2 供給を要請する物品及び引渡し場所等

物品の納入先	物品の名称	数量	物品の引渡し場所	引渡し日時	備考

以上

○災害発生時における農業集落排水施設の復旧支援に関する協定書

伯耆町（以下「甲」という。）と鳥取県土地改良団体連合会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する農業集落排水施設において、災害により施設に被害が発生した場合の乙の復旧支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、円滑な支援の実施を図り、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、次のとおりとする。

- 一 地震・津波による災害
- 二 大雨・豪雨による災害
- 三 落雷による災害

（復旧支援の内容）

第3条 乙が行う復旧支援とは、次のとおりとする。

- 一 被害状況及び内容の調査
- 二 緊急措置、応急復旧及び本復旧に係る検討
- 三 被災表明に関する資料の作成
- 四 災害査定用設計書の作成
- 五 災害査定の立会い及び説明

（支援の要請）

第4条 甲は、前条に規定する復旧支援を必要と認める場合には、次条に定める手続きにより、乙に支援の要請を行うものとする。

（要請の方法）

第5条 甲が前条の規定による支援要請を行う場合には、文書によるものとする。ただし、事態が窮迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第6条 乙は、第4条の規定による支援要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲において、支援を行うものとする。

（事務局）

第7条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局を次のとおりとする。

- 一 甲の事務局は、伯耆町役場地域整備課上下水道室とする。
- 二 乙の事務局は、鳥取県土地改良事業団体連合会本部事務局とする。

(復旧支援に要する費用)

第8条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、甲と乙が別途協議するものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときもまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年10月15日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37-3
伯耆町
伯耆町長 森安 保

乙 鳥取県鳥取市千代水4丁目37番地
鳥取県土地改良事業団体連合会
会長 木村 肇

○大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が生じた場合における災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域内において大規模な災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分等の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、被災した建物等（その機能を失ったものに限る。）の解体に伴って発生する木くず、コンクリートくず、金属くず、廃プラスチック類等の廃棄物、災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物（し尿を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、甲の地域内において大規模災害が発生した場合に必要なと認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）斎賀廃棄物の処分
- （4）前3号に掲げる事項を実施するために必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従って、災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 甲は、協力要請を行ったときは、乙による災害廃棄物等の処理が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害廃棄物等の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、大規模災害が発生した場合においては、円滑に乙の協力が得られるよう、乙に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は大規模災害が発生した場合においては、乙の会員のうち、災害廃棄物の処理等について協力することができるものに関する情報を甲に提供するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、乙に対し、文書により次に掲げる事項を通知するものとする。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により文書により通知することができない場合は、口頭により要請し、その後、速やかに、当該要請した内容を文書により通知するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物の処理等を実施する場所
- (3) 災害廃棄物の処理等の内容
- (4) 災害廃棄物の処理等を実施する期間
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、甲に対し、文書により次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等を実施した場所
- (2) 災害廃棄物の処理等の内容
- (3) 災害廃棄物の処理等に従事した者の員数
- (4) 災害廃棄物の処理等に使用した車両及び資機材
- (5) 災害廃棄物の処理等を実施した期間
- (6) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その費用の額は、甲、乙協議して決定するものとする。

2 前項の費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに、乙に対し、当該請求に係る費用を支払うものとする。

(災害補償)

第9条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等によりこれに従事した者が負傷し、傷病にかかり、障害を受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等の定めるところによる。

(連絡調整等)

第10条 甲及び乙は、この協定の締結後、速やかに、この協定に関する連絡調整を担当する部署を定め、これを相手方に報告するものとする。当該部署に変更を生じたときも、同様とする。

2 乙は、大規模災害が発生した場合において円滑に活動することができるよう、応援の体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(必要機材の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等を円滑に実施することができるよう、定期的

に、甲に対し、乙において確保することができる必要機材の台数等について報告を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、随時に、乙に対し、同行の報告を求めることができる。

(この協定の効力)

第12条 この協定は、平成27年7月8日から効力を生ずるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年7月8日

甲 鳥取県日野郡日南町霞800番地
日南町長 増原 聡

鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町長 影山 享弘

鳥取県日野郡江府町江尾475番地
江府町長 竹内 敏郎

鳥取県西伯郡日吉津村日吉津872番地15
日吉津村長 石 操

鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町長 森田 増範

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部町長 坂本 昭文

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町長 森安 保

乙 鳥取県倉吉市上井町一丁目138番地
一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

伯耆町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害等の発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生時に乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し要援護者等を当該施設に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1） 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- （2） 要援護者等の状況・状態の急変等に対応できる体制の確保
- （3） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- （1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- （2） 要援護者等に要する食費
- （3） その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要援護者等の受け入れ)

第6条 甲は、災害等の発生時において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要援護者等を移送するものとする。

2 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月29日

(甲) 所在地 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

名称 伯耆町

代表者職氏名 伯耆町長 森安 保

(乙) 所在地 鳥取県西伯郡伯耆町大殿1010番地

名称 社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会

代表者職氏名 会長 鞍掛 宜史

○大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書

日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町（以下「甲」という。）と鳥取県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害し尿等の収集及び運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及びその周辺地域内において大規模災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、災害し尿等の収集及び運搬の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害し尿等」とは、災害により、一時的に、かつ、大量に発生するし尿及び浄化槽汚泥（浄化槽内に生じた汚泥をいう。以下同じ。）並びに避難所等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、甲及びその周辺地域内において大規模災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項（以下「災害し尿等の収集運搬」という。）について、協力を要請するものとする。

（1）災害し尿等の収集及び運搬

（2）前号に掲げる事項を実施するために必要な事項

2 甲は、前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）を行うに当たっては、乙に対し、文書により次に掲げる事項を通知するものとする。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により文書により通知することができない場合は、口頭により要請し、その後、速やかに当該要請した内容を文書により通知するものとする。

（1）収集場所及び搬入先

（2）協力要請の内容

（3）前2号に掲げるもののほか、災害し尿等の収集運搬を実施するために必要な事項

（情報の提供）

第4条 甲は、協力要請を行った場合においては、円滑に乙の協力が得られるように、乙に対し、被災又は復旧の状況その他必要な情報を提供するものとする。

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第5条 乙は、協力要請があったときは、乙の組合員（以下単に「組合員」という。）をして必要な人員、車両及び資機材を確保させるとともに、甲に対し、災害し尿等の収集運搬を実施することができる組合員に関する情報を提供するものとする。

2 協力要請に基づく災害し尿等の収集運搬は、組合員が実施するものとする。

3 乙は、災害し尿等の収集運搬が円滑に実施されるよう、必要に応じ、災害し尿等の収集運搬を実施する組合員の調整及び甲と組合員との調整を行うものとする。

4 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施する組合員に対して、次に掲げる事項に留意させるものとする。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

- (2) 災害し尿等以外の異物の混入の防止に努めること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

(実施の報告)

第6条 乙は、災害し尿等の収集運搬が完了したときは、組合員をして、次に掲げる事項を文書により甲に報告させるものとする。

- (1) 災害し尿等の収集運搬を実施した期間及びその実施に当たって使用した車両の台数
- (2) 災害し尿等の収集運搬の内容（収集場所、収集量等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲において当該災害し尿等の収集運搬の実施の状況を確認するために必要な事項

(費用の負担)

第7条 協力要請に基づき組合員が実施した災害し尿等の収集運搬に要した費用は、甲が負担し組合員に支払う。

- 2 前項の費用の額及びその支払い方法は、前条の規定による報告に基づき、災害発生直前におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る条例、規則又は要綱等に定める適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 協力要請に基づきこれに従事した者が負傷し、疾病にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等の定めるところによる。

(連絡調整)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、速やかに、この協定に関する連絡調整を担当する部署を定め、これを相手方に報告するものとする。当該部署に変更を生じたときも、同様とする。

(協定の効力)

第10条 この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、相手方に対して文書によりこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 災害し尿等の収集運搬に関しこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、文書8通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 7月21日

甲 鳥取県日野郡日南町霞800番地

日南町長

鳥取県日野郡日野町根雨101番地

日野町長

鳥取県日野郡江府町江尾475番地

江府町長

鳥取県西伯郡日吉津村日吉津872番地15

日吉津村長

鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地

大山町長

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1

南部町長

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町長

乙 鳥取県倉吉市金森町38番地2

鳥取県環境整備事業協同組合

理事長

○伯耆町と日本郵便株式会社伯耆町内郵便局との包括的連携に関する協定書

伯耆町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社伯耆町内郵便局（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、伯耆町民の生活向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 防災・災害対策に関すること。
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (4) その他、地域の活性化、住民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

なお、前項第1号に関する細則を別紙1のとおり、前項第2号に関する細則を別紙2のとおり定める。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2020年8月19日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町長

乙 鳥取県米子市尾高1514番地

日本郵便株式会社 伯耆町内郵便局 代表

伯耆地区連絡会 地区統括局長

尾高郵便局長

【日本郵便株式会社 伯耆町内郵便局】

二部郵便局、溝口郵便局、岸本郵便局、八郷郵便局、米子郵便局

第2条第1項第1号に関する細則

本協定第2条第1項第1号（安心・安全な暮らしの実現に関する事）に基づく協力について、以下のとおり細則を定める。

（目的）

第1条 本細則は、町民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、伯耆町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。ただし、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項第1号に該当する事案は、平成24年3月27日に締結済みの「中山間集落見守り活動に関する協定書」に基づき情報を提供するものとする。

3 第1項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実（乙が情報を提供したことを含む。）を乙の書面による承諾なく第三者に開示しないものとする。

4 第1項の規定により乙が情報を提供する場合の提供方法や提供先等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

第2条第1項第2号に関する細則

本協定第2条第1項第2号（防災・災害対策に関すること）に基づく協力について、以下のとおり細則を定める。

（目的）

第1条 本細則は、伯耆町に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本細則において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、伯耆町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 本細則に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 伯耆町 総務課長

乙 日本郵便株式会社 米子郵便局 総務部長

○災害時におけるG72BOX受入備蓄（受援・支援）保管に関する協定書

（改訂版2025年12月 1 日）

鳥取県伯耆町（以下「甲」という。）と株式会社ミューチュアル・エイド・セオリー（以下「乙」という。）は、災害時におけるG72BOXの受入備蓄（受援・支援）及び保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 趣旨

本協定は、甲および甲の周辺地域で、大規模地震、台風、風水害、大規模火災等（政府が災害救助法適用条件とする災害）が発生、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲および乙が協力し、72時間分の飲食物、衣類、衛生用品等がパッケージ化されている仕分不要一人一箱救援物資（以下「G72BOX」という。）を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

なお、G72BOXは特許出願2012-098084（公開特許公報）に基づく災害支援システムを統合した次世代の災害支援プラットフォームである。

第2条 G72BOX受入の要請

1. 甲は、災害時に備え、G72BOXを備蓄する必要があると認めるときは、乙にG72BOXの供給を要請し、備蓄管理することができる。
2. 前項の要請は、G72BOXの希望数量（人口10%上限）、備蓄場所等を記載した文書により行うものとする。
 - ・ 備蓄希望数量（人口10%上限）： _____ 箱
 - ・ 備蓄場所（複数個所の場合別紙提出）： _____
 - ・ 基本要請日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

第3条 G72BOX梱包作業

1. 協定締結自治体におけるG72BOX支援備蓄の梱包作業の一部は、自治体職員及び地域児童が無償で参加可能とし、防災教育の一環として実施できる。
2. G72は、地域の社会福祉協議会等に属する障がいのある方々の活躍及び自立支援を目的として、梱包作業を有償で委託できる。作業内容・報酬等は別途協議のうえ決定する。
3. 梱包作業実施にあたっては、安全管理及び衛生管理を十分に行うものとする。

第4条 G72BOX供給及び備蓄管理の承認

1. 乙は、甲からG72BOXの供給を要請されたとき、事前に備蓄場所を現地で確認し、衛生面、安全面等に問題が無い場合は、甲に備蓄場所の承認を文書で通知するものとする。
2. 前項の確認に伴う旅費等（基本2名分）は甲が負担するものとする。
3. 甲は、G72BOX備蓄後、乙より指定された方法に従い、シリアル番号による備蓄管理を実施するものとする。

第5条 支援企業及び協定締結自治体の募集

1. 乙は、G72BOXを支援購入する民間企業等を広く募集し、甲の要請に応じて希望数量を供給できるよう努めるものとする。
2. 甲も、甲および周辺地域の民間企業等に周知を行うものとする。
3. 甲は、協定締結自治体の普及推進のため、災害対策に関する意識の高い自治体首長に対して普

及推進に努めるものとする。

第6条 引渡し等

1. G72BOXの引渡し場所までの運搬は、協定締結自治体近隣に災害が発生した場合、甲の対応とする。
 2. 協定締結遠方自治体が被災した場合、集積場所までの運搬は甲が対応し、集積場所から協定締結受援自治体までの運搬は乙が対応するものとする。
 3. 支援したG72BOXの補充については乙が速やかに対応するよう努めるものとする。
 4. 甲は、当該場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、G72BOXを確認の上、引渡しを受けるものとする。
- ・引渡し場所派遣職員：_____

第7条 受入証明書の発行

1. 甲は、G72BOXを引き受けた後、乙の定める様式により速やかに受入証明書を発行するものとする。
2. 受入証明書には、次に掲げるものを記載するものとする：
 - 甲の市町村章：_____
 - G72ロゴマーク：_____
 - 支援企業等のロゴマーク：_____

第8条 甲における災害時の対応

1. 気象庁及び市町村長が災害対策基本法に基づき判断する警戒レベル5の災害が発令された場合、G72BOXを使用できる。
2. 災害の状況により警戒レベル4が発令された場合でも使用できるものとする。
3. 使用は、原則として甲の判断によるものとする。

第9条 甲の周辺地域における災害時の対応

甲の周辺地域で警戒レベル4又は5の災害が発令された場合、G72BOXの配送先や配送手段等は甲乙協議の上決定するものとする。

第10条 被災自治体別の支援対応

1. 協定締結自治体が被災した場合、G72からの支援要請に対して速やかに支援協力しなければならない。
2. 協定締結自治体の他自治体が被災した場合、G72は近隣自治体や幹事自治体と連携し、必要数量を調整して支援を行う。
3. 近隣自治体が被災した場合、協定締結自治体は被災自治体への支援要請を行い、G72は搬送手配や物資供給の調整を行う。
4. 協定を締結していない自治体が被災した場合、政府による災害救助法が適用された場合に限り、支援を実施する可能性がある。
5. 前項に基づく支援の可否は、災害発生から24時間以内にG72が総合的に判断する。

第11条 G72BOXの期限等

1. G72BOX受入備蓄から3年が経過し活用しなくて良かったG72BOXは、備蓄自治体と協議の上国際救援物資として海外へ提供するものとする。
2. 海外への輸送支援は乙が対応するものとする。

3. 乙は、海外提供により不足したG72BOXを速やかに補充するよう努めるものとする。

第12条 事故発生時の取り扱い

1. 事故等によりG72BOXの保管等が困難となった場合、甲は速やかに他の備蓄場所提供等の措置を行うよう努めるものとする。
2. 保管等の実施に際し事故が発生した場合、甲は速やかに乙に報告するものとする。

第13条 損害の負担

本協定によるG72BOXの保管等で生じた損害は、甲乙いずれの責にも帰すことができない場合、協議の上定める。ただし、甲の責に帰する損害については、乙は損害金額を請求できるものとする。

第14条 保証

本協定の業務実施において、派遣された者が責めに帰さない理由で死亡・負傷・疾病・心身障害に至った場合、甲乙誠意をもって協議のうえ対応する。

第15条 関係機関との調整

1. 業務実施における国、県、他市町村等の連絡調整は原則甲が行う。
2. 協定締結自治体におけるG72BOX支援備蓄については、甲は支援企業・団体等に感謝状を贈呈する。
3. 報道関係者への広報は原則甲が対応する。

第16条 情報交換

甲乙は、平時及び災害時において、相互協力に必要な防災・災害情報等について情報交換を行うものとする。

第17条 協議事項

本協定に定めのない事項や実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上で決定する。ただし、災害状況により協議が困難な場合は、甲乙いずれかの判断で決定し、事後速やかに報告する。

第18条 有効期間

本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。期間満了1か月前までに解除の申し出がない場合、さらに1年間延長され、その後も同様とする。

附則

1. 協定締結に基づき、2023年12月12日発足『G72官民協働事業推進協議会』の会員として登録することを承認する。
2. 協定締結調印式に関する費用（交通費・宿泊費等/2名）は、甲の負担とする。
3. 協定締結自治体がG72BOXを自治体備蓄として購入する場合、協定に基づく優遇措置として提供する。また、この場合の物資は災害発生時のG72BOX支援対象外とする。
4. G72BOXに関する運営・管理事業等に関してはガーディアン72株式会社にて対応する。
5. G72BOXは特許出願2012-098094（公開特許公報）に基づく次世代災害支援プラットフォームであり、以下の機能を統合し推進している。
 - ①支援物資のトレーサビリティ管理（ID管理・配送段階管理）
 - ②災害発生時の自動物流制御（配車・保管場所連動）
 - ③提供範囲の制御（対象者管理）

④逆オークションによる物資調達（地域生産条件付き）

⑤失効ポイントの有効活用 等

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026年 2 月27日

甲

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地 3

鳥取県 伯耆町

町長 小澤敦彦 印

乙

東京都千代田区一番町 6 番地

ガーディアン72災害支援プロジェクト

株式会社ミューチュアル・エイド・セオリー

代表取締役 有馬朱美 印

〔各種報告様式〕

○被害報告様式

第1号様式（火災）

		第 報	
報 告 日 時		年 月 日 時 分	
都 道 府 県			
市 町 村 (消防本部名)			
消防庁受信者氏名		報 告 者 名	

※爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他							
出 火 場 所								
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分)					
火元の業態・ 用 途	事 業 所 名 (代表者氏名)							
出 火 箇 所	出 火 原 因							
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人		死者の生じた理由					
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積					
焼 損 程 度	<table border="0"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="3">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 ば や 棟</td> </tr> </table>		全 焼 棟	} 計 棟	半 焼 棟	部分焼 ば や 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
全 焼 棟	} 計 棟							
半 焼 棟								
部分焼 ば や 棟								
り 災 世 帯 数			気 象 状 況					
消 防 活 動 状 況	消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 そ の 他 人							
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況								
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況								
その他参考事項								

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第報

事故名

1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

2 危険物等に係る事故

3 原子力施設等に係る事故

4 その他特定の事故

報告日時

年 月 日 時 分

都道府県

市町村
(消防本部名)

報告者名

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()						
発生場所							
事業所名			特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、) 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時		月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)		月 日 時 分			
消防覚知方法			気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()			物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()						
施設の概要			危険物施設 の区分				
事故の概要							
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)				
			重症 人 (人)				
			中等症 人 (人)				
			軽症 人 (人)				
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関		出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織		人	
				共同防災組織		人	
				その他		人	
			消防本部(署)		台人		
			消防団		台人		
			海上保安庁		人		
			自衛隊		人		
			その他		人		
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 人（ 人） 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救助活動の要否			
要 救 護 者 数 (見 込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明 人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負 傷 者	人	計 人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		(都道府県)			(市町村)				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

(被害状況即報)

都 道 府 県			区 分			被 害						
災 害 名 ・ 報 告 番 号 報 告 者 名			災 害 名 第 報 (月 日 時現在)			そ	田	流失・埋没	ha			
								冠 水	ha			
							畑	流失・埋没	ha			
								冠 水	ha			
							の	文 教 施 設		箇所		
								病 院		箇所		
								道 路		箇所		
区 分 被 害								他	橋 り よ う		箇所	
									河 川		箇所	
									港 湾		箇所	
						砂 防			箇所			
人 的 被 害	死 者	人				の			清 掃 施 設		箇所	
									崖 く ず れ		箇所	
									鉄 道 不 通		箇所	
							被 害 船 舶		隻			
住 家 被 害	全 壊	棟					の		水 道		戸	
									世 帯			
								人				
	半 壊	棟						他	電 話		回線	
									世 帯			
									人			
	一 部 破 損	棟				の			電 気		戸	
									世 帯			
									人			
	床 上 浸 水	棟							の	ガ ス		戸
世 帯												
人												
床 下 浸 水	棟				の		ブ ロ ッ ク 塀 等			箇所		
							世 帯					
							人					
非 住 家	公 共 建 物	棟					の	り 災 世 帯 数		世帯		
						り 災 者 数		人				
						火 災 発 生		建 物		件		
公 共 建 物	そ の 他	棟				の		危 険 物		件		
								そ の 他		件		

区		分		被		害		災等 害の 対策 置本 状部 況	都道府県 市 町 村			
公 立 文 教 施 設		千 円										
農 林 水 産 業 施 設		千 円										
公 共 土 木 施 設		千 円										
そ の 他 の 公 共 施 設		千 円										
小 計		千 円										
公共施設被害市町村数		団 体										
そ の 他	農 業 被 害	千 円						災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計			
	林 業 被 害	千 円										
	畜 産 被 害	千 円										
	水 産 被 害	千 円										
	商 工 被 害	千 円										
	そ の 他	千 円						消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額		千 円						消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所											
	災害発生年月日											
	災害の種類概況											
	応急対策の状況											
	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況											
	・ 避難の指示の状況											
	・ 避難所の設置状況											
	・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況											
・ 自衛隊の派遣要請、出動状況												
・ 災害ボランティアの活動状況												

※被害額は省略することができるものとする。

○避難所設置及び収容状況

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品 名	数 量		

- (注) 1 「種別」欄は既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

○被災者救出状況記録簿

年月日	救出人員	救 出 用 機 械 器 具									備 考
		名 称	借 上 費			修 繕 費			燃 料 費	実支出額	
			数量	所有者（管理 者名）氏名	金額	修繕 月日	修繕 費	修繕 概要			

- (注) 1 他市町村におよんだ場合には備考欄にその他市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を「金額」に記入すること。

○部隊等の災害派遣要請申請書

		(番 号)
		年 月 日
様		
〇〇〇〇名		印
部隊等の災害派遣要請申請書		
災害を防除するため、部隊等の派遣要請を、下記のとおり申請します。		
記		
1. 災害の状況及び派遣を要請する理由		
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）		
派遣を要請する理由（現在まで取った地元の措置及び今後地元で取れる可能な措置を明らかにすること。）		
2. 派遣を希望する期間		
3. 派遣を希望する区域及び活動内容		
派遣を希望する区域		
現地連絡場所及び連絡者		
活動内容（水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、水路の啓開について具体的に記述すること。）		
4. その他参考となるべき事項		

○部隊等の撤収要請申請書

		(番 号)
		年 月 日
様		
〇〇〇〇名		印
部隊等の撤収要請申請書		
災害を防除するため部隊等の災害派遣要請を受けましたが、下記のとおり撤収要請を申請します。		
記		
1. 撤収要請の理由		
2. 撤収要請の希望日時		
3. 撤収要請をする部隊等		

○部隊等に関する報告書

(番 号)

年 月 日

様

〇〇〇〇名

印

部隊等に関する報告書

災害を防除するため部隊等の災害派遣を受けましたが、その概要を下記のとおり報告します。

記

1. 派遣要請の申請日時
2. 部隊等の到着日時
3. 部隊等の人員及び装備の概要
4. 部隊等を受け入れた区域
5. 部隊等の撤収日時
6. 部隊等の滞留期間
7. 部隊等の活動内容
8. 部隊等の活動による効果
9. その他特記事項

○応急対策要員の従事状況

種類	従 事 者 数		従事 場所	従事 期間	実 支 出 額				備 考
	実人員	延人員			日 当	旅 費	時間外勤務手当	計	
					円	円	円	円	

○飲料水の供給簿

供給 月 日	対 象 人 員	給水用機械器具								実 支 出 額	備 考
		名 称	借上			修繕			燃料費		
			数 量	所有者	金 額	修 繕 月 日	修繕費	故障の 概 要			
	人				円		円		円	円	

○応急仮設住宅台帳

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月 日	竣工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
		人								円	
計											

(注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯数を含めての人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。

5 「敷地区分」欄は、公私有地とし有無償の別をも明らかにすること。

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

○住宅応急修理記録簿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月 日	実支出額	備 考

○救護班活動状況

○ ○ 救 護 班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	自治会名	患者数	措置の概要	遺体検案数	修繕費	備考
計						

○病院診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療月日	病 名	診療区分		診療報酬 点 数		金 額	備 考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点	円	

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

○助産台帳

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
			月 日～ 月 日		

○埋葬台帳

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年齢	死亡者と の 関 係	氏 名	棺（付属 品含む。）	埋葬又は 火 葬 料	骨箱	計	
						円	円	円	円	

- (注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 市町村長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

○遺体処理台帳

処 理 年月日	遺体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺 体 の 一 時 保 存料	検 案 料	実支 出額	備 考
			氏 名	死亡者と の 関 係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	

○障害物の除去計画

住家被害程度区分	氏 名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

○輸送記録簿

輸 送 月 日	目 的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 等		修					
------------------	--------	--------------------	-----------------	--	---	--	--	--	--	--

- (注) 1 「目的」欄には、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 2 県又は市町村の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障概要」欄には、故障の原因及び故障カ所を記入すること。

○学用品の給与状況

学 校 名		学年	児 生 氏	童 徒 名	親権者氏 名	給与月日	給 与 品 の 内 訳						実支 出額
							教 科 書			その他学用品			
							国語	算数	〇〇	鉛筆	ノート	〇〇	
計	小学校												
	中学校												

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

令和 年 月 日

給与責任者（校長）

氏名 印

- (注) 1 給与年月日は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

伯耆町地域防災計画

平成25年3月策定

平成28年7月改定

平成30年3月改定

令和3年3月改定

令和8年3月改定

編集 伯耆町防災会議
